

# 商品論における私的所有の位置と性格

早 坂 啓 造

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| I まえがき       | III 商品における所有の二重規定とその転変 |
| II 歴史理論と所有規定 | IV 流通形態論と所有規定          |
|              | V むすび                  |

## I ま え が き

以前に、宇野学派の「流通形態論」についての検討を行ったときに、資本主義社会からの構造的抽象としての商品カテゴリーにおいては、特定の生産関係を前提とはしえないのではないかという見解をのべたのであるが、その場合、商品の私的所有規定をどう位置づけるかをさらに問題にしなければならないとのべて、その解明を留保しておいた。<sup>1)</sup> 本稿では、これまでの所有論争をも検討しつつ、論理カテゴリーとしての商品における私的所有規定の位置とその性格とを再確認しようとするものである。

とはいえ、所有一般、あるいは私的所有をどのように規定し、体系的にどう位置づけるかという問題に答えることは、それほど簡単なことではない。なぜなら、所有の概念が、一方では論理的にも歴史的にもきわめて複雑な社会関係、経済構造をもった社会の存在に則して、いわば構造的・立体的な規定性をもつものと考えられるからであり、他方では、そのような構造的な性格を反映した、意識諸形態、法律諸概念として、独自の存立をもつかにもみえるからである。したがって、問題を、資本概念の体系の端緒としての商品における所有規定に限定したとしても、そこでは、所有規定がそこに含まれているとみるべきか否か、生産関係規定としての生産手段の所有規定が含まれているか否か、歴史上の商品における所有規定とどう異なるのか、資本主義的所有規定とどのような関連をもつのか、土地所有規定とどう関連するのか、等々の論点について、全体的、体系的な展望をもった論議がなされるのでなければ、正しい解明に近づくことは困難であるといえよう。

とりわけ、歴史学の分野で近年展開されている論争は、論理と歴史との区別と関連につ

1) 拙稿「〈流通形態論〉の方法的根拠」(岩手大学教養部《アルテス・リベラレス》No. 11, 1973年) p. 35。

いて必ずしも明確な位置づけがなされないままに展開されているとみられる問題点をのこしているだけに、一そう事態は深刻であるといわざるをえない。他方、流通形態論の方法にもとづく宇野学派の商品把握においては、「労働にもとづく所有」をイデオロギー、あるいは古典派の残滓と断じ、もっぱら交換にもとづき、貨幣において確立する「処分権」を所有規定とみる見解が定着している。このような基本的対立は、窮極的には、資本の概念的把握をめぐる体系観そのものの対立の止揚を通じて克服されなければならないであろう。

本稿では、以下、代表的と思われる三つの見解の検討に焦点をしぼり、それを通して、私見を提出することにした。

## Ⅱ 歴史理論と所有規定

平田清明氏は、その独自の「市民社会」論を展開するにさいして、マルクスの『経済学批判要綱』に依拠しつつ、「所有の経済学」<sup>2)</sup> を構築し、それを「市民社会」論の有力な柱にすえている。平田氏の「市民社会」論そのものについては、すでに多くの批判が集注しているところであるが、<sup>3)</sup> その所有論については、なお十分に煮詰められた検討がなされているとはいえない面をのこしていると考えられる。そこで、ここでは、平田氏の所有論そのものを正面からとりあげて検討し、商品カテゴリーの前提となる私的所有規定の性格との関連を追究してみることにしよう。

1) 「所有。それは、蓄積論の、マルクス経済学そのものの、アルファでありオメガである」(p. 39)と、平田氏は、まず所有の問題のもつ核心としての重要性を強調している。そして、平田氏は、マルクスが「資本家的生産に先行する諸形態」(以下「諸形態」と略称)において、ブルードン批判を通して循環＝蓄積論を「論理基準」(p. 41)としつつ「資本家的所有に対立するものとしての本源的所有を本質的に解明する」(p. 40)ことをめざしているものと評価し、在来の「未熟な歴史叙述の集積」(p. 38)という「諸形態」への評価から脱却すべきことを提起する。すなわち、「資本形成の本質的要件」である「労働と生産手段との分離」(p. 42)を明らかにするために「必要なのは、分離の反対物である結合の歴史

2) 平田清明『経済学と歴史認識』(岩波書店, 1971年) p. 38。以下、本節では、本書からの引用は本文中にページ数のみをもって示す。

3) 佐竹恒有「平田清明氏はマルクスをいかに〈発見〉するか」(《前衛》No. 304, 1970年2月号所収)、林直道『史的唯物論と経済学』上、下、(大月書店, 1971年)、芦田文夫「平田清明氏の『市民社会と社会主義』批判」(《経済》No. 72, 1970年4月号所収)、田口富久治『マルクス主義政治理論の基本問題』(青木書店, 1971年)、大内秀明『宇野経済学の基本問題』(現代評論社, 1971年)、鎌倉孝夫『資本論とマルクス主義』(河出書房新社, 1971年)がその主な文献である。なお、平田氏の肯定的評価の側には、望月清司『マルクス歴史理論の研究』(岩波書店, 1973年)森田桐郎「資本主義の世界的体系」(山田・森田編著『講座マルクス主義・8, 資本主義』, 日本評論社, 1970年)などがある。

的形態を、つまり、労働する主体とその客体的生産諸条件との自然的結合としての本源的所有一般を、まず論理的に措定することである。次いでその解体の論理的モメントを析出することである」(pp. 42~43)と平田氏は把え、そこに「諸形態」の課題をみる。

では、「論理的に措定」された「本源的所有一般」とはどんなものであるのか。平田氏は、「循環＝蓄積論視座からすれば、近代市民社会は、〈流通の自立性〉と〈生産の彼岸性〉とが仮象として成立するところの、抽象的な協同体 *Gemeinwesen* である、ということが明白になるのに対して、近代市民社会に先行する諸社会が、かかる……仮象の成立をゆるさぬ実在的な協同体（ゲマインヴェーゼン）すなわち共同体（ゲマインデ）であることが対比的に検出される」（p. 46）と考え、そこに「近代市民社会の対立概念」（p. 46）という位置づけを見出す。平田氏によれば、「市民社会における労働と所有との分離 すなわち労働とその物的前提との社会的分裂、したがってまた、労働者における自己の自己自身に対する否定的関連というモメントの対極」（p. 47）が共同体であり、そこでは、「勤労者は、彼自身の〈現実性の諸条件の所有者〉として、自己自身に対すると同時に、共同所有者たる他者に対して、自己＝協同本質（ゲマインヴェーゼン）を疎外することなく関係する。また同じく、自然に対する対象的活動において、自然を、自己＝協同本質にとって、対立物として疎外することなく、逆に彼は、労働と労働対象との自然的統一のうちに、おのれみずからの対象的実存を保持する」（p. 48）ものと考えられる。

「諸形態」の叙述は、このような視角からする「近代市民社会に対比しての諸共同体の形態的特質」（p. 49）の規定をめざしたものにほかならず、そのような考察を通して、マルクスが到達した「〈普遍的对象化が総体的疎外として現われる〉ことこそ〈ブルジョア経済〉の本質的特徴」（p. 50）であるという認識が「共同体を市民社会との対比において考察するなかで獲得、叙述されている」（p. 51）点を強調し、氏の独特の世界史の三段階把握の布石としている。

さて、平田氏は、「諸形態」によりつつ、「所有の三規定」すなわち「生産活動と類帰属および意識関係行為」（p. 55）を与え、それにもとづいて本源的所有一般を解明して行くが、氏にとって「近代的所有一般との対比における本源的所有一般の分析」は「近代市民社会との対比における諸共同体の分析」（p. 55）と同義語である点特徴的である。

第1の「所有とは生産活動である」（p. 57）という規定について、平田氏は、「生産活動における主体客関係」（p. 57）の中に、本源的所有一般および所有一般の本質規定があることをみる。第2の「所有とは類への帰属である」（p. 58）という規定について、平田氏は「人間は、この〔労働の主体としての〕個体と個体との関係行為に媒介されてこそ、客体的生産条件を……利用・支配することができる」ゆえに、「個体がどのような形態で類的存在を構成するかということのうちに、所有一般の本質が存在する」（pp. 58~59）と考えてい

る。さらに第3に、「所有とは意識関係行為である」(p. 59)という規定については、「主体相互間の社会的関係が社会規範になるとき、人間の客体的条件にたいする関係は、この規範によって媒介される」のであって「この規範の定立と尊重によって、承認され保証されるとき、それは所有権となる」(p. 60)と平田氏は考えている。この「権利」としての関係は「抽象的な規定における人格と物象との関係である」(p. 60)なのであって「所有権は、現実的な生産活動においてのみ、その内実を得るもの」(p. 60)とされる。以上の3規定を、平田氏は、「生産活動としての所有の具現様態は、それ自体生産様式であり、生産力水準の表現でもある」、「類帰属関係としての所有の様態は、まさに生産諸関係の原型そのものである」、「意識関係行為としての所有の様態は……社会的意識諸形態(とくに法形態)」(p. 78)であるとして総括し、生産力—生産関係—意識諸形態という構造と明確に対応させて所有を規定すべきことを示している。

この3規定を基準とする平田氏の本源的所有規定は、1)「対象そのものが自然それ自体であると同時に、その主体も自然発生的協同体である」(p. 62)、2)「個体は類体とまったく即自的に統一している」(p. 70)、3)「個と類とが、その矛盾的存在を顕在化しないから、意識関係行為は対自的なものとしては共同体成員間に発生しない」(p. 75)ということになる。

平田氏は、このような本源的所有の第1形態を出発点とし、第2・第3形態をその「歴史的発展形態」ないし「類型」(p. 78)として位置づけるのであるが、そこにみられる「発展」と「類形的差別」の内容を、さきの「所有の三規定」にそくして、つぎのようにえがき出す。第1の「生産活動視点」からみれば、「生産における主体客体の相互作用こそ、生産様式を形成するもの」(p. 63)とみる立場から、農工未分化—農工分離—個体的家族の自立という発展系列でとらえられ、それに対応して労働様式は「無媒介な自然的関係交為様式」—「自然的」プラス「商品生産という媒介的形態」—「諸家族の提携=共同利用によって媒介された関係行為」(p. 66)という系列としてとらえられる。第2の「類帰属視点」からみれば、個体と類体との即自的統一—個体の国家市民と私的所有者との二重化と、類体の都市国家と社会的生産有機体との二重化—自立的主体としての個体とその自主的な統一=連合としての共同体、という系列であり、それに対応した所有形態(土地所有)は、共同体的所有—国家的所有と私的所有への二重化—自己労働にもとづく「個体的土地所有」とその補完としての共同地=共同体的所有、ということになる。この視点のもとでは、「人間が<個別化>される<歴史的過程>を示す」(p. 74)というみでの「発展形態」をあらわしていると平田氏はみる。つぎに第3の「意識関係行為視点」からみれば、それは「現実的領有としての所有そのものうちに孕まれる意志関係の対自的形態」(p. 74)であるがゆえに、「総括的統一体の人格的定在」としての「唯一の

所有者」＝専制君主＝神——私的所有者＝商品所有者の意志関係と共同体的意志関係との「二重存在」(p. 77)——相互保証としての個体的所有と共同占有，という形であらわれるものとされる。

さて、平田氏は、本源的所有とその発展形態をこのように整理したのち、その「解体」のうちに「資本関係の前提条件たる価値関係の成立のための論理的モメント」(p. 96)をみようとしている。すなわち、「労働者が所有者としてあらわれる状態が否定され解体され」ること、および「所有としての土地，所有としての用具，所有としての消費手段が否定され解体され」(p. 96)することは、「直接に本源的蓄積過程であるのではない。それは〈本源的蓄積に先行する過程〉である」(p. 96)というのであって、この考えは、「二つの分離した生産要素を媒介し統一にもたらすものとして、貨幣が」(pp. 97～98)あり、「資本とは……貨幣によって過程の統一にもたらされた自由な労働力と自由な生産手段との関係そのものである」(p. 98)という独自の資本観と対応している。

ところが「本源的な社会」(p. 99)の「解体」としての価値関係それ自体はすでに本源的な社会そのもののうちに存在し、展開してきているのであるから、ここで問題なのは本源的な社会における「協同体の優越」(p. 100)に対する「価値生産優位」(p. 100)の確立にある。「理論的に措定される本源的蓄積の過程にあっては、まさにこの優位があらそわれる」(p. 101)のだと平田氏は考えるのだが、この優位は「貨幣機能」(p. 101)にもとめられる。したがって、「資本の創生にとっては、生産諸手段の集積は必要でない」のであって「必要な蓄積は貨幣の蓄積だけである」(p. 101)ということになる。

かくして、平田氏にとっては、「本源的蓄積に先行する過程」である「生産要素」の「分離」は、「いずれも生活手段所有からの解放を確立するものであり、生産・生活諸手段のすべてを交換価値の世界に投入するもの」(p. 103)として総括的に評価される独立の一段階を画するのであって、それ自体が階級関係の創生なのではない。「本源的蓄積過程は、この分離の基礎のうえに立つところの、貨幣の資本への本源的転化の過程」(p. 102)なのである。

では、そのような把握にもとづいて、商品関係のもとの私的所有規定は、どのように位置づけられることになるのであろうか。平田氏によれば、「市民社会の体制的原理たる私的所有」(p. 122)をマルクスは「外化＝および譲渡を通じての領有」としてとらえていたと考え、それをつぎのように解明して行く。第1に、「商品の生産とは本来、流通によって媒介された生産＝消費である、つまり再生産である」という「過程＝循環」(p. 123)としての把握が前提であること。第2に、「両者の分離と分裂のうちにこそ市民社会の歴史的特質が存在する」と同時に「両者の過程的統一」(p. 124)もまた必然的であるということ、および、その分裂と統一を必然たらしめるものが価値であるということ。すなわち

「分離」とは、労働の外化によって交換価値が「人格的依存関係」の「狭く自然生的な<体制>を、内部から破壊」(p. 125)することであり「人間の私的自立性の仮象」を生成させる。「統一」とは「物象に媒介された社会的依存」(p. 125)とを發展させることである。したがって第3に、「譲渡」としての労働の外化は、「人間の協同本質の、自己疎外の確証」すなわち「分離」と、「抽象的な共同的本質の獲得の確証」すなわち「統一」との実現として位置づけられることになり、「領有がこのようなものとしての外化と譲渡を通じて、最終的に現実化するとき、これらのことが、その成果において総括されて、私的所となる」(p. 128)と平田氏は結論づけている。

2) 以上が平田氏の所有論のもっとも基礎的な部分についての要約であるが、全体の論旨とその構成は必ずしも明快なものではない。しかもそのあいまいさの大半は、平田氏が典拠としている「諸形態」ないしは『要綱』の全体についてのミス・リーディングや、主観的、恣意的な読み込みによるものである点が基本的な問題となろう。

まず第1に、氏が所有論を展開する方法視角として、「所有の三規定」を提起している点を吟味してみよう。たしかに、氏の結論部分だけをとりあげていえば、生産力——生産関係——意識諸形態という構造的関連で所有をとらえるべきだという枠組みそのものについては、これを肯定してよいものと考えられる。なぜなら、のちにものべるように、所有概念は、一義的なものではなく、構造的なものである。とりわけ、生産手段の所有を軸とする生産関係規定を本質的内容とすることはいうまでもないが、それにつぎるものではない。それは所有のもっとも抽象的で根底的な生産力的規定から出発して、構造的論理展開の帰結として位置づけられるという側面をもたざるをえないと考えられるからである。<sup>4)</sup> といえ、この肯定的評価は、その枠組みそのものの提起という点にとどまるのであって、その他の点、すなわち平田氏が、それを引き出す方法手続き、それぞれの規定の示している内容、「三規定」の相互の関連づけ、それぞれの規定内容と典拠との対応などについては、逆に多くの基本的な疑問をもたざるをえない。以下これらの点を追究してみよう。

まず、平田氏のいう「生産活動視点」における、「主体客体関係」としての所有規定の

4) この点をめぐって、林直道氏と田口富久氏との間に論争がある。林氏が「およそ所有というからには、生産関係と区別された、生産関係にかかわりのない所有などというものはない」(「史的唯物論と<個人的所有>」, <科学と思想>No. 5, 1972年7月号, p. 155)と主張している点は支持し難い。それは所有の構造的把握の道を閉すことになるからである。他方、田口氏が所有の「労働過程論的範疇」として「生産者と生産手段との関係」を設定し、平田氏と同じ内容規定に陥っていることは、所有の「生産関係的規定」との方法論的区別を不明確にし、「労働と所有との同一性」という本源的所有の意義をも理解しえないものとしている(田口, 前掲書, pp. 151~153; p. 172参照)。田口氏の平田氏への共鳴の側面は、ここに源泉をもっているといえよう。

典拠は、マルクスの「所有とは本源的には、自分に属するものとしての、人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない」<sup>5)</sup>との規定にもとづくものである。しかし、ここには吟味すべきいくつかの問題がある。第1に、「自分に属するものとしての、自分のものとしての……」という規定が、それ自体で人間による自然的生産諸条件に対する所有をいみするとすれば、それは明らかに同義反覆的所有規定ということになる。しかし、すでに人間と自然諸条件との関係についてマルクスがのべていたことは、「生きている人間と……自然的・非有機的諸条件とのあいだの統一、したがってまた人間による自然の領有——こうしたことは説明を要することでもないし、また歴史的過程の結果でもない」(Gr., S. 389)という関係内容であった。しかも、とりわけもっとも本源的な「土地所有の第一形態」たとえば遊牧生活にみられるように、「労働の自然的な、もしくは天与の前提」(Gr., S. 376)に対する「共同体的領有(一時的な)と利用」(Gr. S. 376)をも含む関係であるといえるのであって、「自分に属するものとしての (als ihm gehörigen)」という規定が、必ずしも土地所有そのもの、さらには生産手段としての土地の所有自体を示すのではなく、それ以前の状態、すなわち、労働が行われる間ないし、労働に不可欠に伴うものとして、土地や自然諸条件が彼らに属しているという状態をとらえたものであるといえる。第2に、したがって、ここでの所有の中心規定は「関係行為 (Verhalten)」そのもの、すなわち労働そのものであり、その結果は、自然諸条件の獲得=領有 (Aneignung)、すなわち生産物の獲得としての所有と不可欠に結びついていくこと、つまり「労働と所有との同一性」(Gr., S. 373)ということになる。第3に、たしかに平田氏もいうように、その労働およびその主体の存在形態は、本源的には「共同体のなかに埋没」(p. 57)しているのであるが、本源的状態に限らず、一般的に、生産力としてとらえられる労働は、つねに全体性の場のもとで、社会的総労働としてとらえられるべきものであって、そのような社会的総労働と、自然諸条件、および両者の媒介であり、それ自身労働の生産物である労働手段、という関連でとらえることによって、あらゆる社会形態のもとで、同様に労働を獲得=領有の構造的に根源的な規定とすることができるものといえよう。もし、この関連を、たんに個人ないし個体としての主体と客体との関係として一般化するのであれば、それはブルジョア社会における私的個人の特種歴史的な存在条件と相互関係の中から、その個別的関連のみを機械的に抽出しておいて、それを超歴史的なものとして一般化するという、法的イデオロギーの成立基盤とえらぶと

5) K. Marx, "Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie," Dietz Verlag, Berlin, 1953, S. 391; 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』(以下『要綱』と略称), 大月書店, 1961年, 第Ⅲ巻 p. 425。以下引用は "Gr." と略称し, 本文中に原書ページのみをもって示す。

ころがないということにもなろう。<sup>6)</sup> また、社会的総労働の存在形態の具体的規定（たとえば分業など）は、それ自体当然に、特殊歴史的規定であり、とりわけ社会的生産力の一定の発展を示す規定であって、文字どおり労働の分割、自己分化として、本源の規定からは展開された次元におかれなければならないことになる。

所有の「生産力視点」からの規定は、少なくとも以上のような限定と抽象性のもとで、「労働にもとづく領有」<sup>7)</sup> としてとらえられるべきものと考えられるのであるが、平田氏の「生産活動視点」による規定は、そのような方法上の枠組みにおいて明確なものとはいえず、事実上生産手段の所有関係を含ませているといえよう。この点は、平田氏の第2規定において問題点としてあらわれる。

平田氏の第2規定は、マルクスの「所有とは、ある種族(協同体)へ帰属すること(そのなかで主体的・客体的存在をもつこと)であり、そしてこの協同体の、土地にたいする……関係行為を媒介しての、個体の土地にたいする関係行為……である」(Gr., S. 392)という叙述をうけたものである。平田氏は、「この協同体の、土地にたいする……関係行為」を、「個体と個体との関係行為に媒介され」た「客観的生産条件にたいする関係行為」(p. 58)と読み、この「個体と個体との関係行為」は「個体がどのような形態で類的存在を構成するかということ」(pp. 58~59)であるから、「類帰属」ということが、「人格と人格との関係」(p. 58)、すなわち、生産関係としての所有一般の本質規定になるという、解釈にたっているといえる。ここには2つの論点がある。それは、人と人との関係のすべてが、生産関係としてとらえられるべきものであるのかという問題、および「類帰属」ということが「人格と人格との関係」をあらわしているといえるのか、という問題である。

第1の点をみよう。一般的に生産力規定が人と物との関係であり、生産関係規定が人と人との関係であるということがいわれていることは事実である。このような対比においていわれる限りでは、このことは大すじとして誤りではない。

しかし、人と人との関係がすべて生産関係であるとはいえないのであって、それを、生産過程における人と人との関係としてしぼってみても、同じ問題がのこる。分業を例にとってみれば、それは明らかに生産における人と人との関係を含むものでありながら、それ自体をもって生産関係と規定しえないことは自明であるといえよう。平田氏自身「第一規定」において、分業をとりあげているが、それは、分業が本来生産力規定に属するものであることを示すものといえる。生産関係の中心的規定は、いうまでもなく生産手段の所

6) そのようなみで「労働にもとづく所有」をブルジョア・イデオロギーとして否定し去る宇野学派の見解がある。第IV節を参照。

7) のちにもみるように、マルクスは、この規定を領有の「第一の必然性」(Gr., S. 904)、「所有の根本前提」(Gr., S. 902)として位置づけている。



有にもとづく、人と人との支配・従属関係の規定、すなわす階級関係を展開する基礎規定にあるが、それは、人と人との関係一般ではなく、その特殊歴史的な規定性にもとづく一定の構造的展開の産物として規定されて、本質的位置に立つものということになる。このような整理の上に立って、マルクスの「類帰属」規定といわれる叙述を、それに先行する次の叙述と関連させてみよう。「生きている個人にとって、自然的生産条件の一つは、彼が一個の自然生的な社会、種族等に所属していることである。……彼の主体的定在は、この所属によってはじめてそのような定在として条件づけられている」(Gr., S. 391)。すなわち、ここでは、種族等々の自然生的な社会は、それ自体、土地等々の自然的生産条件と同じものとみなされているということであって、もしそれを生産関係視点からあえてとらえようとしたとしても、生産手段の所有規定が明確に対自化されているとはいえず、さらに人と人との関係という点でさえも、きわめてネガティブな、未分化なものとして設定されているにすぎないことは明らかである。そして、このように未分化な総体としての社会的労働と自然的諸条件との間の関係として所有が語られているのだとすれば、それは、さきに検討した平田氏のいう「第一規定」と内容的には変らない、いわば所有の即自態を示している叙述ということにならざるをえないであろう。つまり、事実上は、生産関係規定が対自化されていない、生産力視点からの所有規定ということになる。そうであるなら、氏のいう生産関係視点からの所有規定は、別の基準から、あらためて論ぜられねばならないことになる。

第2の論点も、同様の問題をもたらす。すなわち、「類帰属」ということが、すでにのべたように、本源的には自然生的な社会の中に、不可分の一員として属していることであって、それ自体が個人にとって自然的諸条件のひとつにすぎないという状態をいみしている。このことは、個人、ないし人格がその自然生的な社会の中に溶けこんでしまっていることを示しており、積極的な「人格と人格との関係」以前のもの、未分化なものであって、「この協同体の、土地に対する……関係行為を媒介にしての、個体の土地にたいする関係行為」とは、むしろ、個体の自立的・直接的な関係行為は成立しないという否定的な含みを含んでいるとみることができる。マルクスは、ここではそのような本源的状態における所有のあり方を指摘しているにすぎず、したがってここから直接に「類帰属」＝「人格と人格との関係」＝「生産関係視点」といった恣意的な関連をひき出して所有論の方法視角の根拠にすえるという平田氏の操作には、基本的な疑問を提起せざるをえない。<sup>8)</sup> むろん、このような本源的状態そのものが本来のいみでいってもひとつの生産関係ではないかという主張も成立しないわけではないであろう。しかし、生産関係がすでに人と人との関係一般ではないことが明らかであり、さらに、「類帰属」もまた、そのまま人格と人格との関係とはみなし難いとすれば、ここでも、生産関係視角そのものを、その中心規定である生

産手段の所有関係において明確にすえた上で、本源的状态から、それがいかなる媒介をへて、いかに展開されるかという問題として、たてなおさなければならないはずである。<sup>9)</sup>

平田氏のいう第3規定は、マルクスの「所有ということが、自分のものとしての生産諸条件にたいする意識された関係行為——そしてこれは個々人にかんしては、共同体によって定められ、また掟として公布され、かつ保証されるもの——にすぎないかぎり、——所有は生産自体によってはじめて実現される」(Gr., S. 393)という叙述によるものであるが、ここでの「意識された関係行為 (das bewußte Verhalten)」の語は、文脈上、次の「生産自体 (Produktion selbst)」と同義であり、自覚的關係行為としての生産といういみにとるべきではないかと考えられる。また、「共同体によって定められ (gesetzte)」, 「掟として公布され (proklamierte)」, 「保証され (garantierte)」という語は、das bewußte Verhalten の bewußte と同形の語尾をもった Verhalten への補足語であって、その限りでは、「意識された関係行為」といってもそれは、個々人の自立的なものではなく、共同体の規制によって媒介されているのだ、といういみにとどまっている。だから、たしかに法的形態との関連を指摘しているとはいえ、それを根拠として全体の文脈が所有の意識諸形態そのものを規定しているのだとするのは、これまたきわめて主観的・恣意的な読み込みにすぎない。Eigentum をこの箇所だけで「所有権」と訳していることも、この誤読をさらに補強していることになる。だが、マルクスの真意は、所有の実現が、生産諸条件への意識的關係行為である生産によるのだということを確認する点にむけられていたのであって、このことは、つづくマルクスの叙述が、生産による所有の実現とともに生産諸条

8) 平田氏の「類帰属」=生産関係という認識は、「貨幣はなによりもまず生産関係である」(p. 112)という認識と結びつく。そしてそれは、「疎外=および物象化論の貨幣論的展開」(p. 121)として意義づけられ、補強されて「物象的依存に媒介された幻想としの人格的非依存性と、幻想ぬきの人格的依存性ととの根底的矛盾」(p. 156)を止揚すべき「変革の基礎理論」(p. 158)にまでたかめられることになる。しかし、その典拠として引用されている、マルクスのダリモン批判の過程の一文「貨幣という範疇に表現されている生産関係」(Gr., S. 42)は、まさに資本や信用や恐慌が問題にされている文脈のもとでの貨幣であり、資本の形態的契機としての貨幣にはかならない。このことを無視して、マルクスがあたかも単純な商品関係のもとでの貨幣についてのべているかのような解釈を下すことは、誤読か、主観的な読み込みによる歪曲かのいずれかでしかない。

だが、この立論と、さきに紹介した、「労働と生産手段との分離」は原著過程ではなく「本源の蓄積に先行する過程」にすぎないという独特の規定とが結びついて、資本関係を、階級関係(生産手段の所有と非所有)においてみるのではなく、貨幣という「生産関係」による「分離した〔自由な〕生産要素」の「媒介」と「統一」にすぎないものとみる「市民社会」論の重要な柱を構成することになっている点に注目しておかねばならない。とはいえ、この点は当面の主題ではない。なお、前掲の諸文献を参照。

9) 佐竹恒有氏が指摘しているように、平田氏が真に生産関係とみたいのは「交通関係」つまり商品交換という形での個人と個人との関係なのであって、はじめから生産手段の所有・非所有の関係ではないといえる。それを「類帰属」という、本源的状态における所有の生産力的規定というべきものから直接に引き出そうとしているところに、方法上の誤謬があるといえよう(佐竹, 前掲論文, pp. 19~20参照)。

件の変化と破壊を伴うのだという方向に進行している点に照らしても、明らかであるといえよう (Gr., S. 393~394 参照)。むしろ、さきにふれたように、所有の意識的形態としての法的諸規定を、生産諸関係の反映として位置づけ、究明すること自体の重要性を否定しているわけではない。しかし、平田氏が典拠とする箇所文脈においては、それはまったく問題としてとりあげられてはいないのである。

このようにみえてくると、平田氏の「所有の三規定」の枠組みそのものの提起の当否とは別に、それぞれの所有規定とその典拠との対応のさせ方がきわめてあいまいであり、主観的・恣意的な読み込みによるものであることが明らかになる。氏の指摘した「三規定」の典拠の文節においては、マルクスは、土地・生産用具・原料、それに個人としての存在のいずれもが未分化な、本源的状态において「労働と所有との同一性」をのべているにすぎないことになる。したがってそこには、結局のところ、平田氏が「諸形態」の断片的叙述の中に完成された所有論、完全な所有規定の基準を見出そうとしている、強烈な主観的意図だけが、鮮明に浮彫りにされてくることになる。しかし、平田氏もいうように「諸形態」の目標が、「未熟な歴史的叙述の集積ではなく」(p. 38)「本源的所有一般を、まず論理的に措定すること」(pp. 42~43)にあったとすれば、当然のことながら、歴史的な本源的所有の追究と解明の中に、論理的な本源的所有を規定するための諸契機を見出す模索の過程としてそれを読まなければならないのであって、そこでは、論理的諸規定のために直接利用されうる諸契機と、そうではない面との区別が問題とならざるをえないことになるものといえよう。しかも、「諸形態」の直接の主題、ないし論理次元は、資本蓄積論の一環である資本関係の歴史的生成にあるとすれば、所有の論理と歴史との区別と相関という視角からの整理を一そう不可欠のものとしてざるをえないであろう。

そのような視角に立ってみれば、ここではむしろ、第1に所有の論理的な「本源性」をマルクスが何によってとらえようとしていたかを、歴史と論理との相関のもとに確認すること、第2に本源の蓄積において中軸となる、土地所有、すなわち労働者と土地(自然諸条件)との結合と分離の問題をどうとらえていたかを、歴史と論理との相関のもとに確認すること、そして第3に、資本主義社会における所有規定を、本源的所有との関連でどのようにとらえるかを、方法的に明らかにすること、——以上があらためて課題となる。

3] マルクスは、資本関係、すなわち「労働の資本にたいする……関係行為」の前提として、「労働者が所有者であったり、あるいは所有者が労働したりするさまざまな形態を解体する」(Gr., S. 396)ことをあげ、それを4つの点で総括している。すなわち「1) 自然的生産条件としての大地——土地——にたいする関係行為の解体」、「2) 労働者が用具の所有者として現われる諸関係の解体」、「3) ……彼が生産者として……生活するのに必要

な消費手段を、生産のまえに占有しているということ〔の解体〕、「4) 生きている労働力能自体が、なお直接に客観的生産条件のもとに属し、そしてそのようなものとして領有されている……ような諸関係の解体」(Gr., S. 396~397)。さて、ここから出発して、本源的な状態にさかのぼって行く場合、マルクスは、本源性と二次性という区別を重視しているが、このことは、単に歴史的な先後関係の追求を自己目的としているのではなく、むしろ、論理的・構造的先後関係を確立する手がかりをうることを目的としているといえる。たとえば「奴隷制度および農奴制等は、共同体と共同体内の労働のうえにぎざかれた所有の、必然的で首尾一貫した結果であるとはいえ、つねに二次的であって、本源的なものではない」(Gr., S. 395)という叙述は、4) に関して、その解体すべき状態がすでに歴史的過程の産物であることを示している。また、「土地所有は、潜在的には原材料の所有も、原初用具たる大地自体の所有も、またその土地に自生する果実の所有もふくんでいる。この関係がひとたび再生産されると、二次的用具や労働自体によってつくられた土地の果実は、その原始的形態にある土地所有にふくまれたものとして現れる」(Gr., S. 398)とし、これを「歴史的状態第一号」と名づけている。この叙述は、さきの 2) 3) に示された用具および生活手段についての所有の状態もまた、土地所有の中に溶解されるべき本源的状態を先行者としてもっていることを示している。とくに、ツンフトなどについて「生産諸条件のなかのこの一契機〔生産用具〕にたいする関係行為が、労働する主体を所有者として構成……すること、この歴史的状態第二号……はその本性上第一号の歴史状態の対立物としてだけ……存在しうる」(Gr., S. 399)とのべていることは、マルクスが、生産用具の所有についても構造的に本源性と二次性との関連でとらえようとしていたことを明示しており、生産用具所有に先行して、労働（共同体としての社会的労働）そのものが、所有の本源性としてとらえられていたことを示している。

このように、さしあたりは歴史的な遡行として追究された本源的所有の規定内容は、結局、生産用具、生産手段等の区別を、自然生的生産条件としての土地に還元させることによって、労働主体と土地との関係の問題にひきもどすものであり、それとともに、労働主体の社会的存在の原型である共同体にまでさかのぼらせるものであった。このような探究が、所有の構造的・論理的規定の端緒の設定に反映されるものとなることは当然であって、「労働と所有との同一性」あるいは「労働にもとづく本源的領有」といった規定が、歴史的本源性としての妥当性の確認を媒介として、資本主義社会の構造的基礎（すなわち超歴史的な根本前提）の位置にすえられることになったのは、このような探究の成果であった。さらにまた、「人間は歴史的過程を通してはじめて個別化される。彼は本源的には一つの類体、種族団体、群棲動物として……現れる。交換自体はこの個別化の主要な一手段である」(Gr., S. 395~396)という叙述の中には、本源的な労働の社会的存在が、歴史的な媒介

項としての交換（それ自体一定の生産力の発展の成果である分業を前提とする）に対応して個別化するという、構造的関連が示されているのであって、論理的な本源的所有の規定の中には、個人としての領有ではなく、社会的総労働の自然諸条件との関連がすえられていることを読みとることができる。

しかし、歴史と論理との決定的な区別を要求されるものは、第2の土地所有の問題であり、それに関連する生産手段の所有の位置づけの問題である。すでにみたように、歴史的にみても、原材料・原初用具・生活資料のすべてを包みこんだ土地が、本源的に所有の対象としてあるのではなく、一時的な領有と利用の対象であるにすぎない地点から出発していることが明らかである。「所有はたしかに本源的には動産（mobil）である。なぜならば、人間はまずはじめに、土地の完成果実をわがものとするからである」（Gr., S. 391）という規定が成立することになる。その限りにおいては、本源的には「土地所有＝ゼロ」<sup>10)</sup> という仮定の正当性の歴史的根拠づけが与えられているといえよう。しかし他方、論理的にみて、この本源的状態を、無条件に資本主義社会の構造的抽象としての端緒とすることにはなお問題があるのであって、それは、この規定性それ自体から直接に、必然性として資本関係を展開しうるものではなく、特殊歴史的媒介規定を通して、生産関係としての所有規定にまで展開する論理の過程をもたなければならないからである。しかし、この媒介規定なるものは、本源的所有から出発して全歴史過程をたどりなおすことによって得られるものではなく、論理構造の問題として別個に追求され、設定されねばならないことにならざるをえない。さらに、もうひとつの論点は、その場合、資本主義に直接先行する生産様式において中心的位置を占めている土地所有規定を、論理構造としてはどう処理し、体系的に位置づけるかという問題を無視することができないからである。前者の論点をのちのこして、後者についてみよう。「諸形態」は、資本関係の生成史を明らかにすることが直接の課題であるため、土地所有の論理体系上の位置づけを正面から論じているわけではないが、マルクスの問題意識にそれがなかったのではない。「諸形態」の直前の叙述において、マルクスは「資本と賃労働とがはいりこんでいく諸関係を、所有諸関係または法則として表わすためには、両方の側の価値増殖過程での振舞いを領有過程として表わしさえすればよい」（Gr., S. 373）と考え、「第一の法則は労働と所有との同一性である。第二の法則

10) K. Marx, Brief an Engels am 2, April, 1858; 岡崎訳『資本論に関する手紙』（法政大学出版局, 1967年）p. 86.

なお、この点と関連して、土地所有については、構造論的展開の方法を通してという限定のもとではあるが、大内力氏のように「論理的には土地所有のないところから出発し、地代が展開されるなかで、その成立の必然性が論証されなければならない」（大内『地代と土地所有』東大出版会, 1958年, pp.223~4）と考えてよいのではないかと思われるが、この点は別に論じたい。

は、所有を否定されたものとしての労働、すなわち他人の労働の無縁性の否定としての所有である」(Gr.,S.373)という、いわば立体的・構造的な対応を設定して、第二法則が「第一法則の転回」(Gr.,S.373)であることを明示している。この視角は「諸形態」の原蓄過程の視角、すなわち「自由な小土地所有、ならびに東洋的共同体を基礎とする共同体的土地所有を解体すること」(Gr.,S.375)にもとづく労働とその客観的諸条件との分離という歴史的生成の視角とは明らかに異なる。たしかに、歴史的生成の視角からみる限り、その歴史的諸前提、とりわけ「労働とその物的前提との自然的統一」(Gr.,S.375)から出発して、その解体そのものを論理として展開せざるをえない。そしてそのことは、資本の概念を、資本にとって外的な前提からひき出すことになる。しかし、資本は、ひとたび成立した以上みずからの足で立つ、自己完結的な全体であり、その限りでは、自分自身以外の前提をもたない。したがって、歴史的にはなく、構造的・論理的に資本を展開するためには、それ自身が資本のモメントである抽象規定から出発せざるをえない。これがマルクスにとっての方法上のディレンマとして意識されていた課題であったことは明らかである。したがって、資本の論理的展開の前提として、資本関係とは異質の、それ自体独立の生産関係を論理の出発点にすえることは、マルクスにとって思いもよらないことであったといえよう。この方法視角こそ、『資本論』体系における「貨幣の資本への転化」論と「本源的蓄積過程」論との分離に結実した、歴史と論理との区別の視角にほかならないと考えられる。

すなわち、一方には、さきにも述べたように歴史上の本源的所有の追究からえられた、「土地所有=ゼロ」の状態を示唆とし、さらに、その土地としての諸条件の中に、生産手段、生活手段等の一切が「天与のもの」として溶解している状態を想定することによって、マルクスは「労働と所有との同一性」を、資本主義社会の構造的抽象の基底におくことの方法上の可能性を見出し、他方には、資本主義的土地所有が資本関係の産物として位置づけられ、「地代は資本なしには理解することができないが、資本は地代がなくても十分に理解できる」がゆえに、「資本は…土地所有に先だって展開されなければならない」(Gr.,S.27)という、構造的先後関係が方法的に確立されていることを基礎として、マルクスは一方の極に本源的蓄積論を設定し、前期的な諸土地所有の解体を、近代的土地所有の生成としてではなく、資本関係の歴史的生成として位置づけると同時に、その対極において資本関係そのものの構造的・抽象的基礎としての論理的な商品・貨幣関係を、土地所有規定ぬきに、したがってまた生産手段の所有規定ぬきに、規定するという方法視角を見出して行ったものといえる。「諸形態」におけるこのような体系的見地からの整理の上にならば、さらにマルクスは、のちに同じ『要綱』の最後の稿『経済学批判』原初稿断片において、論理としての所有論の詰めを行っている。すなわち、商品関係の規定の内部において、労働と所有との同一性という第1の法則から、「自己の労働の等価物の譲渡によってだけ、他

人の等価物を領有することができる」(Gr.,S. 902)という第2の法則に転化する必然性という点にまで論点をしぼり、その転化の必然性の媒介を社会的分業に求めている。しかもそれは「分業一般ではなくて、分業の特有の発展した一形態を前提する」(Gr.,S. 905)のであり、一定の歴史的生産力段階を示唆していることが明らかである。ここでは、マルクスは、「労働にもとづく所有」それ自体を「根本前提」(Gr.,S. 902)としているにしても、そこから直接に商品関係をひき出すのではなく、特殊歴史的な生産力規定としての社会的分業を媒介として、「個別的生産の独立性」(Gr.,S. 906)と「社会的依存性」(Gr.,S. 906)との相互補完関係として、私性格すなわち私的所有への対自化というべきものが規定されることを、マルクスは明示しているといえる。この場合、マルクスが、歴史的先行社会として、あるいは独立の生産関係として、この商品関係の世界を考えていたのではないことは明らかであり、それは次の一文でも示されている。「交換価値が単純な出発点として表面に現れ、単純流通のかたちで分解する交換過程は、それが……全生産と全消費とを包括する社会的物質代謝として現れるためには、ブルジョアの生産の全体系が前提されている」(Gr.,S. 907)。つまり、全面的な資本主義的生産の展開にもとづいてはじめて、全面的な分業と交換・流通の展開が行われるのであるが、商品関係としての交換価値は、その機構からの構造的抽象としてのみ、必然性をもったカテゴリーとしての存在意義をもつものであること、したがって、そのまま独立の生産関係という実在様式をもつものではないことがのべられているといえよう。ここでは、「分業……は、ただ 1) 個人自身による、彼の直接的労働による直接的生計手段の非生産として現れ、2) 第二に、一つの自然生的な総体……としての一般的社会的な労働の定在として現れるだけであるから……ただ [分業を] 交換価値と一致する事実として受けとったにすぎない」(Gr.,S. 909)ということであり、いわば「共同体(Gemeinwesen)」の存在様式として分業が位置づけられるという形になっている。<sup>11)</sup>

11) 「諸形態」と「原初稿」におけるマルクスのこのような論理と歴史との方法的区別の意識については、一般的に必ずしも明確に整理されてうけとめられているとはいえない。とりわけ「歴史理論」的方法にたつ論者たちは、「歴史的叙述そのものをまさに経済理論として読む」(望月清司『『資本家の生産に先行する諸形態』研究』山田・森田編著『講座マルクス経済学・6・コメントール<経済学批判要綱>』(下)日本評論社、1974年、所収;p. 7)という、それ自体としては正当な視角に立ちながら、経済理論の方法の不明確さのために、歴史と論理との区別の面を明らかにしえず、結果的にはむしろその同一性を強調することにおおわれているといえよう。たとえば望月氏は、マルクスの所有理論を「三層の所有関係構造」(同上論文、p. 78)として論理的にとらえる方向を示しながら、それを「労働過程」、「交通関係」、「剰余価値論」(同 p. 78)という3側面に内的関連なしに配置したり、「第一(基)層」——「労働と所有の同一性」、「第二(中)層」——「私的労働と私的所有の同一性」、「第三(表)層」——「資本家的私的所有」(同 p. 79)として、そのそれぞれに相対的独立性を与え、したがって、その表層をはがすことに「革命の理論」(同 p. 80)としての展望をみるにいたっている。問題は、たんにその「三層」の内的関連の方法的追究の欠落にあるばかりでなく、マルクスが「諸形態」において、土地所有を方法的に捨象して「労働と所有との同一性」を純粋に論理的に確立しえたという点を見ることができず、自由な小土地所有に共同体的土地所有を対置させるにとどまっている望月氏の「歴史理論」の視座そのものにあると考えられる。

4) 以上のような整理の上に立って、平田氏の私的所有論にたちもどってみよう。第1に、氏はすでに紹介したように、私的所有を「市民社会の体制的原理」としてとらえているのだが、それは、氏が商品・貨幣関係を「生産関係」とみているからであり、しかもそれを生産手段の所有をめぐる対抗ではなく、「類帰属」すなわち個と類との相互関係あるいは人格と人格の関係一般としてとらえているからであることは、すでに検討したことから明らかであるといえよう。そこで問題は、どのようなみで私的所有が体制的「原理」の位置にすえられるのかという点の検討に向けられる。平田氏は、マルクスがその「原理」を「外化=および譲渡を通じての領有」として把握しようとしていたというのであるが、これもすでにみたように、マルクスにあっては『要綱』の最終地点で、第一法則である労働にもとづく所有」の転回として、第二法則と名づけられ、整理されたものであった。そうであるとすれば、ここでただちに、この第一法則との関連、したがってまた本源的所有規定からの展開関係が追究され定置されなければならないはずであるが、平田氏はそれを正面から論じようとしてはいない。「領有は、ある社会的および個体的な結果をもたらす諸個人の対象的関係行為であり、所有は、その成果であり、この成果における、領有=行為の社会的総括である」(p. 122)と平田氏がいうとき、「領有」の定義は事実上、氏の所有の三規定」における「生産活動」視点に対応しており、本源的規定とみなすことができるのだが、「所有」の定義は、「その成果」、「総括」というあいまいなものにとどまり、領有との内的関連は不明であるし、「成果」や「総括」がどうして所有という「生産関係」となるのかはわからない。

そこで第2に、平田氏の交換価値の把握をめぐる、所有規定の内容的位置づけをみよう。氏は一方では、「交換価値という、この商品に内在する購買=支配の力こそ、共同的個体を私的個体たらしめ、私的自立性と社会的依存性とを同時に生成・発展させる」(p.124)とのべて、交換価値→「私的個体」への分裂→「私的自立性と社会的依存性」の成立、という論理をのべている。しかし、すぐつづいて、こんどは、「なぜ交換価値が発生するのか。具体歴史的には……各共同体の剰余生産物が交換される……からであるが、このような交換がおこなわれうるのは、譲渡=売却しうる剰余生産物を産出するほどの分業=生産力とその共同体に成立しているからであり、また、かかる分業を構成する諸個人の労働が多少とも私的なものになっているからである」(pp. 124~125)とのべている。「多少とも私的なもの」としての労働の成立が分業にもとづくものとすれば、この場合には分業=生産力→私的労働の成立→剰余の交換→交換価値という論理が語られていることになる。ところが、すでにみたように「私的自立性と社会的依存性」が、分業の内実そのものだとなれば、さきの論理とまったく逆の筋立てがここにみられるといつてよいことになる。両者が、具体的過程においては交互作用的に展開されることを否定はしないが、論理構造



としての先後関係においては後者が大すじとして正当であるとみななければならないであろう。そうすると、私的所有の規定がどこでなされるかが第3の、問題の焦点とされることになる。

平田氏は、交換価値規定の前提の中には私的所有規定をみようととしてはいない。商品が「譲渡を通じて……現実に商品になる」(p. 126)ことを根拠に、氏は商品の私的所有が、労働の外化(生産) = 私的個人としての人間の自己獲得、「直接に共同的な個人としての自己喪失」、「抽象的な共同本質の獲得」という過程と、譲渡 = 「人間の協同本質の、自己疎外の確証」、「抽象的共同本質の獲得の確証」、「具体的な私的個人の確立」(p. 128)として「その成果において総括されて」(p. 128) 確立するものとみているのである。ところが平田氏の規定のそれぞれの内実は、つぎのようによみかえられる。まず「私的個人としての人間の自己獲得」とは、労働 = 生産を私的個人として行うことであり、そこには「労働にもとづく所有」の第1法則が重なりとみてよいことになる。「直接に共同的な個人としての自己喪失」とは、直接に社会的総労働の一分肢であることの否定、すなわち社会的労働の分割 (= 社会的分業)、「抽象的な共同本質の獲得」とは、その分業の反面としての相互依存性、すなわち労働の相互おきかえの必然化、をそれぞれいみするにすぎない。すなわち、商品生産としての労働の外化の前提条件は、労働にもとづく所有を社会的基底としつつ、それが生産力の発展である社会的分業によって分割され、個別化、孤立化すると同時に依存性を必然化するという論理の脈絡を示していることになる。平田氏は、それを疎外論、生産関係論として読み込もうとしているにすぎない。この脈絡において、すでに私的所有、すなわち、「労働にもとづく本源的所有」の総体的規定が分断され、相互に依存しつつ孤立化することから帰結する、私的所有としての対峙への展開が、当然ここで指定されることになるはずである。この前提のもとでこそ、生産物は商品として、したがって交換価値として規定される使用価値として対峙することになり、平田氏のいう「人間の協同本質の、自己疎外の確証」すなわち交換価値の実現、「抽象的協同本質の獲得の確証」すなわち貨幣の獲得、「具体的な私的個人の確立」すなわち人格的な独立性の確立、等が、流通を通して「現実化」することになるものといえよう。私的所有規定としては、本源的所有規定 → 分業に媒介された私的所有規定 → 譲渡にもとづく私的所有規定という三層にわたる展開経路をたどることが明らかである。「諸形態」における歴史と論理との区別を視角に含めた本源的所有の追究の成果にもとづき、「原初稿」の領有法則の論理的構築の試みによって到達したマルクスの私的所有規定が、まさにこのようなものであったことはいうまでもない。平田氏のように「決定的に重要なことは、自己労働にもとづく所有が他の労働の所有にひとしいことである」(p. 130) という総括を行って両者の区別と関連の問題を排除してしまうことは、およそ所有規定の立体的・構造的展開の論理そのものを否定

することによって、一方では所有論を平板化するとともに、他方では、商品・貨幣論における私的所有規定を「生産関係」の総括の地位に昇格させ、氏の疎外論的読み込みとの相乗作用によって、「市民社会」の实在性の「論証」に一そうの補強を与える結果となっていることは、もはや明らかであろう。<sup>12)</sup>

すでにのべたように、個と類との帰属関係、あるいは、人格的非依存関係と物象的依存関係等々といった規定は、生産関係そのものを示すのではなく、分業というそれ自体では生産力の歴史的発展を示すにすぎない規定性を媒介として、「労働にもとづく領有」という根本規定を私的所有に対自化する展開を包含するにすぎないものとみることができる。しかもそれは、資本関係の構造的抽象の次元における規定である以上、それ自体で独立した实在をもつとはいえず、それ自身の展開論理によって、生産手段と労働力との規定を分化させて規定する資本主義的生産関係と、それに対応する所有規定にまで、構造的に上向せざるをえない、中間次元をなすにすぎないものといえることができる。

5) ひるがえってみれば、そもそも、平田氏の独自の世界史像が構築される原点は、さきに引用した「近代市民社会は、〈流通の自立性〉と〈生産の彼岸性〉とが仮象として成立するところの、抽象的な協同体である」という認識にあった。ところが、この直接の典拠である「諸形態」の「結びの言葉」(p. 41)すなわち、われわれは「第二循環の終りになって……」(Gr., S. 413)という文節は、たしかに、「諸形態」が、資本蓄積論の展開の一環として位置づけられていることを示す根拠のひとつであるといえるが、ここでマルクスが中心的にのべていることは、むしろ、資本の生産過程から流通(循環すなわち通流)の過程への移行の必然性であろう。ここにいう「第二循環」とは、平田氏のいうような、貨幣資本の循環ではなく、資本の生産過程の自立性、自己完結性をあらかず、剰余価値の資本への転化と、その剰余資本による剰余価値の生産、すなわち、資本関係そのものの再生産という、蓄積論の主要テーマである。そしてこのことが、「領有法則の転回」の問題を提起することになり、本源的所有と本源的蓄積の追究へとつらなることになったものと

12) 鎌倉孝夫氏は、「この〔平田氏の〕〈市民社会〉の内容は、例の商品生産社会なのではないか」(鎌倉, 前掲書, p. 271)と批判している。論理=歴史説批判として出発した宇野理論が、その再版としての平田説に敏感な反応を示すのは当然のことといえよう。しかし、その批判が、もっぱら「そういった社会が、はたして歴史的に社会として存在したかどうか」(同書, p. 271)といった实在性への疑問という形で提起され、「資本主義社会においてはじめて実現される……商品経済関係から、商品流通関係を抽象したものを、流通の根拠に生産があるということから、商品生産関係が観念的に設定されたにすぎない」(同書, p. 271)として、論理的抽象としての商品生産設定をも「観念的」と一掃してしまい、そのため、マルクスの商品論の所有規定をも「スキシスの残滓」(同書, p. 281)と断罪することになっているのは、宇野理論の方法的限界を示すものといえよう。この点については、なお第Ⅳ節をも参照。

いえる。この二つの問題は、『要綱』では早くから提起されていた（たとえば S. 187～190；S. 225～226；S. 360～362 参照）のであって、「諸形態」でその懸案を一気に解決した上で、再び蓄積論の位置にもどり、そこで流通への移行を規定したのだといえよう。したがってマルクスは「資本の循環」が、生産と流通とを両契機として統一する資本の運動として、これから展開されるべきものであることを予告しているのであり、そこで「流通の自立性」も「生産の彼岸性」もともに止揚されるはずであることをのべたにすぎない。「諸形態」が蓄積論の一環として叙述されたものであるという指摘自体は、在来の「諸形態」研究の状況からみて、確かに新しいものといえるが、平田氏は、そこから飛躍して、マルクスの「諸形態」最終文節の文脈をまったくとりちがえた上、そこから「循環＝蓄積論視座」なるものを主観的・恣意的につくりあげ、<sup>13)</sup> それを「近代市民社会」の独自の概念形成と結びつけて、「流通の自立性」、「生産の彼岸性」を「協同本質の疎外・抽象化」と読みこみ、これを「市民社会」の本質規定である「生産関係」にまで昇格させ、事実上独立させるという操作<sup>14)</sup>を行ったことになる。

しかし、すでに行論から明らかのように、このような主観的・恣意的操作そのものが、資本主義社会の構造的基礎としての抽象性における本源的規定の解明の方法と、歴史的本源的蓄積における土地所有からの分離・解体という事実究明の方法との基本的差異、すなわち、論理的抽象における土地所有（および生産諸条件所有）の捨象という決定的岐路を見失う結果をもたらし、歴史＝論理説の再版、<sup>15)</sup> 所有論の混乱、等の帰結にいたらしめるものであったことを、ここに確認することができよう。

13) この「循環」概念は、平田氏によって「貨幣資本循環」をいみするものから出発して、貨幣や商品の「循環」(W—G—W, G—W—G)をいみするものに拡大され、さらには「人格の物象化と物象の人格化との間の循環過程」(p. 182)といった疎外＝物象化論の「方法視座」にまでおしひろげられ、上述の見解と相互補強関係におかれている。氏の強引な概念操作の一典型といえよう。

14) 「抽象の人間労働」というマルクスの規定を、事実上本来の具体的有用的労働との対立においてではなしに「人間の労働をその現実性において獲得する」(p. 377)労働、すなわち「共同体成員の労働」(p. 265)との対立においてとらえ、「協同本質の抽象化」を「抽象的にのみ人間的な労働」の諸関連とよみかえ、「生産関係」を「商品の価値関係で表現されている人間の抽象的關係」すなわち「市民的生産関係」(p. 351)とおきかえ、「人間労働をその現実性において獲得する」ことを「人類史の……第二段階」からの「理論的解放の光」(p. 377)とみる主張へと連絡させる、等々の、平田氏によるアクロバットの思考は枚挙にいとまがないが、ここではこれ以上はたち入らない。前掲の諸文献参照。

15) 佐竹氏はこの論理＝歴史説を、「わがマルクス主義者の一部に根づくのこっている一つのドグマ」(佐竹、前掲論文、p. 28)として強く排撃している。その点には異論はない。しかし、それへのアンチテーゼとして、『資本論』の商品論を「資本主義的生産様式の流通面をうつした抽象的な関係」(同論文、p. 28)とみるだけでは、のちにとりあげる流通形態論的方法との明確な区別が困難とならざるをえず、また他方「経済学上の概念としての所有は、もちろんたんに物質的な財貨、何よりも、とくに生産手段にかんして言われる概念」(同論文、p. 24)というだけでは、商品論次元の所有規定をどうみるかという問題についての積極的解答とはなりえないであろう。上記の両説を真に方法的に克服するカギは、これらの論点を積極的に体系的に位置づけることにありと考えられる。

### Ⅲ 商品における所有の二重規定とその転変

田中菊次氏は、その主著『経済学の生成と地代の論理』<sup>16)</sup> において「経済学における二つの根底的な課題」を「資本、さらに遡って、商品や貨幣という形態と二つの自然——いわば、人間自然と自然的自然——との関係」すなわち「資本と労働の問題」と「資本と土地所有の問題」であるとし、その両面において、マルクスの所論には問題があると考えている (pp. 11~12)。ここでは、氏的全見解にわたって検討することが主題ではないので、直接に商品カテゴリーにおける私的所有の問題を扱っている第4篇を中心に、その問題の追究過程を検討してみよう。

1) 田中氏によれば、第1の問題すなわち「資本と労働の問題は、資本と労働の交換の問題、この交換における所有法則の転変の問題である。生産の主体的要因であり、所有の本源的根拠としての労働と、商品の生産と流通における所有法則と、資本による労働の支配=所有の法則との相互の関連の問題、さらに、その新たな別の所有形態への転変の問題である」(p. 11)ののだが、「労働力商品の処理については、資本と労働の交換の問題として、なお検討さるべき根本問題が残存する」し「<所有法則の転変>の<弁証法>にかんしても、なお、大きな疑問が残る」(pp. 11~12)と考える。そこで、田中氏の論旨の大枠をたどってみよう。

氏は、まず、所有の根拠を、「人と物との関係」(p. 334)において考察し、マルセルによりつつ、人間の身体性を媒介とする存在と所有との同一性にまで遡って、それを「所有あるいは財産の存在〔論〕的な一般的概念」(p. 336)として肯定的に規定する。その上で、ロックの批判的検討を経て、マルクスの労働過程の概念において、「所有の本源的規定」すなわち「所有は労働にもとづくという所有のいわば自然的根拠」(p. 341)が結晶しているとみている。

ついで、この「所有あるいは財産の本源的規定と所有あるいは財産の現実の社会=歴史的形態との関連の問題」と、「その関係を統一的に把握する問題」(pp. 341~342)を困難で重要な問題として提起し、その解明の手がかりに「所有の経済学的概念」すなわち「所有あるいは財産の資本制的形態の把握」(p. 342)の方向を提示する。

ところが、マルクスにあっては、「所有の本源的規定の所有の資本制的形態への転開」が「労働過程の資本の生産過程への転換」として「事実上」語られている部分と、「商品生産の所有法則の資本的所有法則への転変の問題」が「所有法則の転変」の「弁証法」として語られている部分とがあり、両者は同じものではないという点に、田中氏のマルクス

16) 未来社、1972年。以下、本節では、本書からの引用は、本文中にページ数のみをもって示す。

所有論批判の出発点がすえられる (p. 345)。すなわち、氏は「労働過程が資本のもとに包摂されて資本の生産過程となり、資本制的所有形態が展開するのには、労働過程の諸要素が商品形態をとることが、不可欠の前提である」ということから、「労働過程的な所有規定が、労働の非所有と非労働の所有という資本制的所有に転変する契機」は「商品形態であり、その転変の実質は、所有の本源的規定と商品的な所有形態との関連と統一の問題に帰着する」(pp. 345~346)と考える。

そこで、所有の本源的規定と商品形態的所有との関連と統一の論理構造の追究が、田中氏の第1段階の課題とされる。両者の関連は、「商品概念の構成におけると同じ論理」(p. 347)で貫かれねばならない。それは「商品の対立的二要因である使用価値と価値と〔が〕、ここ〔商品の生産過程〕における労働過程と価値形成過程との対立的な構成に照応する」のと同じみで、「人間と自然との間の具体的有用労働による物質交換、および、人と人との社会的な物質交換という二つの契機によって構成され」(p. 347)ていることに結びついている。すなわち、両者は、商品の生産過程における、「人間と自然とのあいだの物質代謝の過程の自然的側面と社会的側面との対立と統一」に対応しており、「労働過程的な所有の本源的規定は、私的生産(=所有)者相互のあいだの交換関係を通して、社会による自然の我物化(=生産=所有)としてあらわれる」(p. 348)という関連に立っているとみなされる。

このような基本的シエマを提示したのち、田中氏は「この両契機の商品存在あるいは商品過程における構成的在り方」(p. 348)が問題だとして、立ち入った論点の解明に向うのだが、その焦点は「商品交換の当事者であり、交換される商品の所有者であるのは、いったい、いかなる存在であるか」(p. 349)という問いによって示される。それは、「労働過程的な所有規定」が「労働=生産が所有である」というのであるのに対して、「商品における労働=生産=所有の主体がいったいいかなる存在であるか」(p. 349)を問うことだというのである。そして、発生史的にみた場合、「存在と労働と生産とそして所有の主体であるのは、ほんらい、自然発生的な共同体じたいであ」(p. 349)るのと対比して、「近代資本主義社会は、そのような〔労働と生産と所有の主体となる存在の〕不可分の単位が私的個人であるということを原理とする社会である」(p. 350)がゆえに、「社会は私的労働者、私的生産者、私的所有者であるこのような私的個人相互の所有物の交換関係をその細胞的レベルの過程として一般的に前提する」(p. 350)ことになる。「自然と人間とのあいだの物質代謝が、人と人との関係において、社会と自然とのあいだの物質代謝として過程する。すなわち商品の生産と流通の関係である」(p. 350)というのである。結局、「労働過程的な所有の本源的規定が商品の生産と流通における所有形態に転開する」(p. 350)のであるが、その「転開」の媒介項をなすものは、田中氏によれば、社会の「不可分割の単位が私

的個人である」ということに求められる。しかも、この媒介によって、本源的所有の規定内容が「私的生産物の私的所有に基づいた自由な交換の関係、商品の労働価値による所有の移転の関係としてあらわれる」ことになり、「そこに、労働の非所有と非労働の所有という資本制的所有形態の根拠が原理的に支えられている」(p. 350) とみるのである。

以上を前提的考察として、田中氏は、つぎに、いわゆる「所有法則の転変」の問題をとりあげる。とりわけ、その「第一の否定」、すなわち「本源的な自己労働にもとづく私的所有、労働と所有の一致、他人の労働にたいする支配が自己労働の成果たる生産物商品の譲渡によってのみ実現されるという商品の生産と流通における所有法則」をテーゼとするアンチ・テーゼとして「資本にもとづく所有」すなわち「他人の不払労働またはその生産物を取得する権利」としての所有、あるいは「所有と労働の分離」(pp. 352~353) が必然的となるという関連を問題の対象として、3つの問題点を指摘する。第1は、「商品の所有法則と資本の所有法則とは……正反対の関係にあるものなのであろうか」という問いであり、第2は、「商品の所有法則は、はたして、本源的な自己労働にもとづく所有となしうのであろうか」という問いであり、第3は、「マルクスの処理は、この〔資本の概念との密接な関連という〕点について、はたして充分なものとなっているのであろうか」(p. 353) という問いである。

まず第2の論点について、田中氏は、「商品の生産と交換の当事者には、自然発生的な共同体から私的個人までの、さまざまな存在がありうるわけである」(p. 354) から「本源的な自己労働にもとづく所有」とは別に、その「社会=歴史的な形態」が与えられなければならない、所有の本源的規定は、「所有の社会=歴史的形態において規定され否定される関係である」(p. 355) と考えて、二つの所有規定を分離し、相互に否定的関係におく。そして、この否定が、所有の問題における第1の規定であると位置づける。

この見解にもとづいて、第1の論点についての田中氏の回答がひき出されてくる。すなわち、「商品の所有法則と資本制的所有法則とは、むしろ、この〔本源的所有の否定的規定という〕意味において、所有原則を同じくするもの、としなければならない」(p. 355) のであって、それは「所有は労働=生産過程の支配にもとづくという所有の社会=歴史的な形態の規定」(p. 356) である。

この枠組みのもとで、さらに田中氏は「所有法則の転変」とは何かの問題を具体的に捉えようとする。「資本制生産のモメントとしての商品形態的所有にあっては、自己労働と私的所有との個人レベルにおける一致が見いだされる」がその「根拠は、労働にもとづく所有ではなくて、労働過程の主体あるいは支配にもとづく所有である」(p. 355)。これに対し、「資本の生産過程」では、「労働過程的な所有規定の資本制的所有形態への転変」の「モメントは、労働過程の諸要素(A, Pm)が資本と交換されるということである」(p. 356)。

しかもそこに「カギ」として介在する「労働力商品の概念」(p. 356)の解明が、「転変」の問題の究明の焦点とされなければならない、と田中氏は考える。「資本と労働力能との交換は……商品価値の法則と商品形態的な所有法則とが、その関係を規制し、それにもとづいて労働力能の所有の移転がおこなわれる」(p. 367)ことを示す。しかし、この交換は「一面では、ものもとの交換——とりかえ——の関係であり、他面では、擬制的な価値形態の関係である」(p. 368)。だから、「所有の本源的規定が資本の所有法則に転開する」さいの「焦点は、資本と労働力能とのこの交換にある。その内実は価値規定の擬制であり、その擬制を通じての労働力能の所有の移転である」(pp. 368~369)。

ところが、田中氏によれば、マルクスは、「商品の生産と流通における所有法則を、本源的な自己労働にもとづく所有としてとらえ」ており、それと「所有は労働過程の支配関係にもとづくという所有の商品形態の規定との対立と否定、そしてその統一の関係」(pp. 369~370)をみとめていない。したがって、「マルクスによる資本制的所有の規定性あるいは否定性は、自己労働にもとづく所有の否定であるのか、あるいは商品の所有法則の否定であるのか、が分明しないことになる」(p. 370)。だが、「マルクスの処理は、労働力をむしろ本来の商品性において捉えるという側面に主眼があって、その擬制性、仮象性についての把握は、むしろその背後にしりぞいている」(p. 374)ため、「労働力と資本との交換は、商品の生産と流通の法則に厳密に一致している」(p. 372)とみており、そこから「商品の生産と流通における所有法則が、それ自身のうちに、必然的にその反対物、——資本の生産と所有の法則——に転変する」(p. 373)という結論をひき出すことになっている。けれども、それは「商品の交換の過程と交換された商品の消費の過程との対比であって、……そこに、否定と正反対物への転化の理論を見いだすことは、もともと不可能としなければならない」(p. 375)。かくて「商品の生産と交換の所有法則と資本の所有法則とのあいだには、否定や正反対物への転化の関係は存在しない。逆に、両者はその所有の原理を同じくする私的所有の二種別である、としなければならない」(p. 375)と、田中氏は結論するのである。

2) 以上が、田中氏の所有論の基礎的部分についての論旨である。みられるように、氏の所有規定の把握は、所有の存在論的規定という、いわば、超歴史的、絶対的な所有規定を根底におき、その延長線上に、マルクスの労働過程における「労働にもとづく所有」を位置づけるとともに、その否定として、価値形成過程における所有の「社会=歴史的形態」をおき、それが資本の所有法則と共通の原理となる、という構造的な編成を特徴とするものといえよう。それは、大すじとしては、前節でみた、生産力視点——生産関係視点——意識形態視点という枠組みに対応するものであり、立体的・構造的な所有概念の把握のた

めの積極的試みを内包するものとして、肯定的に評価することができる。しかも、平田氏が、独特の市民主義、人間主義による経済カテゴリーの混濁を伴いながら、積極的に論理＝歴史説の再版を目ざしていたのとは対照的に、田中氏は資本の概念構成のモメントとして、商品を位置づけ、そこでの所有規定の構造とその転変をたどるという正当な視角を貫いているものといえる。しかし、商品における所有規定を「生産関係視点」からとらえるという場合、前節でも問題とされた、生産力的規定との内的連関性という論点、および、生産関係の規定における人と人との関係一般としての位置づけと、生産手段の所有をめぐる中心的な関係規定との間の構造的連関性という論点——の2つの側面で、氏の構成には方法上の問題をのこしているように思われる。以下、検討をすすめてみよう。

第1に、田中氏が「商品の生産と交換の当事者には、自然発生的な共同体から私的個人までのさまざまな存在がありうる」ゆえに、別に「所有の社会＝歴史的形態」の規定が必要だとのべている見解についてである。氏は、この視点から社会の「不可分割の単位が私的個人である」という規定を、何の前提もなく、外からもちこみ、それと、「労働＝生産過程の支配にもとづく」という所有の社会＝歴史的形態規定」とを機械的に結びつけて、この後者の規定が、前者すなわち本源的な所有規定の否定であると断定している。両者は外的に対立したまま、商品の生産過程の両契機を構成していることになる。

問題は、本源的な所有規定が、なぜさまざまな「所有の社会＝歴史的形態規定」と結びつきうるのか、さらに進んで、両規定の内的、必然的関連は成立しうるのか、それは、どのような条件のもとにおいてであるのか、といった点を明確化することにあると考えられる。なぜなら、この点の解明こそ、「所有法則の転変」における「第一の否定」は、商品の所有法則においてすでに成立しているとみる田中氏の見解の正否にかかわって来るものと考えられるからである。

まず、歴史上の商品についてみる限りでは、田中氏の見解、すなわち両所有規定が互いに外的であり、社会＝歴史的な所有形態が本源的な所有規定を否定するものとして位置づけられるという見解は、ほぼ正当であるといってよいものと考えられる。事実、歴史上の商品所有者は、共同体そのものであったり、奴隷所有者であったり、きわめて多様でありうる。しかも、商品流通に所有者として登場する限りでは、そのような所有者たちがおかれている背後の基本的な社会関係における位置とは無関係であり、相互に無差別であるといえる。さらに、直接的生産者との関連でいえば、「労働にもとづく所有」という本源的規定は、その大方の場合において実現されていないばかりか、外から強力的にその結びつきをひきはなされることによって、文字どおり否定されており、所有は、生産過程の支配者、より厳密には生産手段の所有者に帰するという関連が貫徹しているといえる。田中氏もまた、おそらくはこのような点の考察をへて、両所有規定を一般的に否定的な、外的関連として



位置づけるべきだと結論に到達したものと考えられる。しかし、歴史上の商品に限定してみても、両規定がつねに外的で、否定的関連に立つとはいえないのであって、原始共同体や、独立の小商品生産者においては、両規定が互いに否定的関係に立つことなく、肯定的に貫徹されるものといえる。しかも、この場合に共通していることは、生産手段の所有としての階級関係＝生産関係そのものが未分化であるか、あるいは消極化しているということであって、そのような特殊な歴史的条件のもとで、本源的所有規定が、商品所有規定に肯定的に対自化されるということを示しているといえよう。とりわけ、独立の小商品生産者についてみれば、その生産の主体が封建的生産関係等の基本的生産関係の弱化と対応して生じた私的個人であることと対応して、「労働にもとづく所有」は、労働にもとづく私的所有という規定に対自化されることになる。

このような関連は、両所有規定の否定的関連ということではできない。だが、それと同時に、方法論上からみて、本源的所有規定がそのまま、商品の所有規定とされているのではないことを示しているといえよう。すなわち、商品の所有規定は、本源的所有規定が、特定の社会＝歴史的形態のもとでは、肯定的に媒介されて、労働にもとづく私的所有となったものであり、そのような内的関連をもつものであると。そうだとすれば、問題はさらに、その媒介が何かという点にしぼられる。それは生産手段の私有を前提とするのか、あるいは他の媒介項によるものか、という問題である。

この問題に答えるに先立って、さきにあげた第2の論点、すなわち「生産関係視点」としての「所有の社会＝歴史的形態規定」の内容と構造について検討しておかねばならない。田中氏は、それを「交換の当事者」、「商品の所有者」はだれかという問題だとしており、別な箇所では、さらに一般化して「労働＝生産過程の支配にもとづく」所有と規定している。その具体的内容は、主体としての「不可分の単位が私的個人である」ということであった。ここでは、商品生産を基礎とする社会関係は私的個人の相互関係であるということが中心におかれていることになる。ところが、田中氏のもうひとつの著書で、同様に所有を論じているところでは、「所有は生産手段の支配にもとづく」<sup>17)</sup> という規定を本源的所有規定に対置し、それを「所有の本源的規定の否定」「所有の……変転」<sup>18)</sup> とみている。そこで、この二様の規定のしかたが、内容的に同じといえるのかどうか、もしちがうものとするれば、両者はどのような関連でとらえられるべきなのか、どちらがより根源的位置にたつのか、等々の一連の問題が生ずることになる。田中氏は窮極においては両者を同一のものとしてみていることは明らかであって、むしろ生産手段の私的所有が、私的個人としての

17) 田中菊次『《資本論》の論理』（新評論、1972年）p. 61。

18) 同上書、p. 60。

商品生産および所有の前提の位置におかれているといえよう。そのいみでは、従来の通説と変るところはない。しかし、田中氏が、少なくとも一方で生産手段の私的所有とは区別して、私的個人が「不可分の単位」であるという表現をあえて行っているのは、両者の間にある差異を意識してのことではなかったかと推察されるのである。

すでに前節で、平田氏の所説を検討したときに明らかにされたことは、一般的にいて、生産関係規定は、人と人との関係一般、あるいは「類帰属」といったものによってとらえればすむものではないということであった。そのいみでは、商品の所有規定においても、私的個人の相互関係は、むしろ生産手段所有という生産関係規定以前のものとして位置づけられるべきだというのが、平田氏への批判点のひとつとなっていた。田中氏はその両規定の差異を意識しており、一方では私的個人の相互関係を基底的なものにすえているにもかかわらず、他方では、さらにそれを基礎づけるものは生産手段の所有関係であるべきだとの反省が働いたものといえよう。

そこで、この両規定の相互関係とその位置づけをみるために、歴史上の商品をふたたびとりあげてみよう。まず、歴史上の小商品生産において、私的個人による生産過程の支配が、そのまま生産関係といえるかという問題がある。商品生産と流通とは、資本主義社会を除いては、それ自体で支配的あるいは基本的生産関係とはなりえなかったし、つねに派生的・副次的存在でしかありえなかったばかりでなく、逆に、奴隷制、封建制などの異質な生産関係のもとでも、直接的生産者が、生産手段の単なる保有のもとで、部分的にであれ、商品生産と流通の關係にみずから入りこむことが平行して可能ですらあった。このような事実からいえることは、ここでも、商品関係にとって異質な基本的生産関係が消極化しているという条件のもとで、商品の私的所有が成立しうるということにすぎない。それは必ずしも生産手段の私的所有を不可欠の前提とするものとはいえず、またそれが明確に成立している場合でも、それはいわば過渡的な所有形態であって、奴隷制、封建制等々ならんで、独立の生産関係をなすものとはいえない。ところが他方、歴史的にみれば、生産手段、とりわけ土地の私的所有が、現実に小商品生産を支える基本的土台となっており、そこから、私的労働、私の商品所有という帰結があらわれるものであることも否定しえない。ここに歴史上の商品関係を直接の対象とすることからくる悪循環がみられることになる。

この悪循環からの脱出は、次節にみるような「流通形態論」の方法をとるのでない限りでは、資本主義的生産関係からの構造的抽象としての商品と歴史上の商品とを、その所有規定において峻別することに求めるほかはない。そしてそれがマルクスのとった方向でもあったことはさきにみたとおりである。その区別の中心点は、土地所有規定的方法的捨象であり、生産手段所有規定の本源的な所有規定への方法上の還元的抽象＝溶解であった。そ

これから本源的所有が「労働にもとづく所有」として一元的に規定されることになり、それ自体は生産力規定である社会的分業の全面化という規定を媒介として、生産物としての商品の私的所有への対自化、したがって商品所有者としての私的個人への分化が、内的に展開されることになったのであった。この対自化された私的所有は、本源的所有の展開の産物であって、同一規定ではないことは明らかであろう。それと同時に商品の私的所有規定は、それ自身が生産手段の所有規定としての生産関係規定ではなく、またそのような生産関係規定を論理的・構造的に前提しているのでもない。商品関係の上向的展開、とりわけ貨幣の資本への転化の論理において、生産手段規定を労働力商品規定の対極に分化させ措置することによって、はじめて、かかる生産関係規定は資本関係として設定されざるをないことが、必然性をもって示されることになるのだといえよう。

このような整理の上に立ってみれば、さきに田中氏がマルクスに対して提起した問題の第2、すなわち「商品の所有法則は、はたして、本源的労働にもとづく所有となしうるのであるか」との問いに対する解答がおのずから明らかとなろう。それは、田中氏のような全否定ではなく、むしろ肯定的な対自化としての商品の私的所有として、この法則をとらえうるということである。同時に、それは、歴史的商品と区別された論理的抽象としての商品にあっては、生産手段の私有規定を前提として含むものではないということである。そして、この点をふまえて、氏の提起した第1の問題の解決にむかうことができる。

それは「商品の所有法則と資本の所有法則とは……正反対の関係にあるものなのであるか」という問いであった。それはまた「所有法則の転変」の問題でもある。しかし、その検討のためには、すでに行論から明らかなように、歴史上の転変と、論理的転変とを区別することからはじめなければならないはずである。歴史上の転変過程としてみる限りにおいては、田中氏が指摘しているように、「資本制的な私有財産は、自分の労働を基礎とする個人的な私有財産の第一の否定である」<sup>19)</sup>とマルクスがのべる場合、明らかに生産手段の私的所有を前提とし、その解体として転変を位置づけているといえる。すなわち「私的所有は、労働手段と労働の外的諸条件とが私人に属する場合にのみ存在する」(Kap. I, S. 801)とマルクスはのべ、その中心に独立小経営をおいている。したがって、この「第一の否定」は、当然のことながら、「労働者と労働実現条件の分離」(Kap. I, S. 752)として進行する暴力的過程である。ここでは「労働にもとづく所有」が、その実現の前提条件を破壊されることによって、「労働の非所有」に転化するのであって、そのいみで、典型的な転変が語られているといえよう。この場合、田中氏のように生産手段の私有規定が、

19) K. Marx, "Das Kapital" Bd. I, Dietz Verlag, Berlin, S. 803; 長谷部訳, 青木文庫版, 第4分冊 p.1160。以下引用は Kap. I と略称して、本文中に原書ページのみを示す。

すでに本源的所有の「第一の否定」とみることではできないのであって、本源的所有の商品私有への対自化であるとすれば、やはり、形式的にはその私有規定の延長上にあるとみられる資本所有が、本源的所有の否定として位置づけられることは明らかであるといえる。

資本主義社会からの論理的抽象としての商品カテゴリーにおいては、転変の問題は異なる構造をもつものとなっている。この場合には「それ独自の・内的な・不可避的な弁証法によって、その正反対物に転変する」のは、「商品生産および商品流通にもとづく取得法則または私的所有法則」(Kap. I, S. 612)であって、生産手段の私有を前提とする小商品生産者とその所有様式ではない。したがって、その転変の過程は、原蓄過程ではなく、「追加資本Ⅰ号」が「原資本」の成果であり「追加資本Ⅱ号等々が追加資本Ⅰ号の成果」(Kap. I S. 612)であるという、蓄積過程としてあらわれる。ここでの「私的所有法則」は、明らかに、『要綱』においてすでに確立された、「自己の労働にもとづく諸商品の領有」という「第一の必然性〔法則〕」と、「労働の譲渡すなわち労働の社会的形態への転化」という「第二法則」(Gr., S. 904)とをあらわすものであって、それ以外の前提、とくに生産手段の私有という前提をもたない所有法則である。そのいみで、抽象的カテゴリーであり、そのままでは実在との対応をもたないといういみでは、マルクスが「仮定 (Annahme)」(Kap. I, S. 612)とさえいい切っている、構造的抽象の所産である。そこから出発して、論理的上向過程としての貨幣の資本への転化、剰余価値の生産、蓄積という段階をへてきた結果、商品の所有法則は、「仮象 (Schein)」(Kap., I, S. 612)の地位に止揚され、「所有と労働との分離は、外観的にはそれらの同一性から生じた一法則の必然的結果となる」(Kap., I, S. 612)というのが、ここでの転変の内容となる。

田中氏は、所有の問題を主観的には一貫して論理的カテゴリーの問題としてとらえようとしていたといっただいであろう。しかし、氏は第1に、歴史上の商品関係における所有法則の転変と、論理カテゴリーとしての商品の所有法則の転変とを事実上混同していたといえよう。その結果、第2に、本源的所有規定の対自化としての商品所有法則を、田中氏は、論理カテゴリーとしての商品において、「私的個人の相互関係」という、生産関係以前の規定として一旦はとらえようとしていながら、同時に生産手段私有規定を前提として含むものとみるという混同を避けることができず、しかも後者の規定を、本源的所有の否定として位置づけることになった。したがって、マルクスの蓄積論における所有法則の構造的転変と、原蓄過程における歴史的転変としての「第一の否定」等との区別を把握しえないことになったものといえる。「商品の生産と交換の所有法則と資本の所有法則とのあいだには、否定や正反対物への転化の関係は存在しない。逆に、両者はその所有の原理を同じくする私的所有の二種別である、としなければならない」(p. 375)という田中氏の結論は、以上のような一連の混同の上立って導き出されたものであったといえよう。

しかし、このような混同の源泉は、結局のところ、論理＝歴史説といわれる初期の『資本論』解釈の型が、方法論的に十分克服され切っていないという状況にあるものといえよう。それは、平田氏が『資本論』の商品・貨幣論に「市民的生産関係」をみようとしたのと同様のいみで、商品関係の前提として生産手段の私的所有が不可欠とみ、そこに「商品生産関係」なるものを設定しようとする主張が、依然として跡を絶っていないことの中にその根強さをうかがうことができる。しかもそれが、宇野理論の「流通形態論」的方法との事実上ほとんど二者択一的な対決の中で行われているという事情が、それからの脱却を一そう困難にしているように思われる。それは、両者をこえるいわば第3の道の確立が至難であることをいみしているともいえよう。田中氏の見解は、この第3の道の方向を目ざすもののひとつであるといえるが、方法的になお旧来の残滓をのこすものといわざるをえない。

3] 田中氏の所有論について、もうひとつの、のこされた問題をみよう。それは、氏が「所有あるいは財産の存在〔論〕的な一般的概念」として、超歴史的に絶対化している、存在と所有との同一性という主張についてである。

氏ものべているように、「存在と労働と生産とそして所有の主体」が私的個人であるのは、近代資本主義社会においてであって、そのいみでは、個人としての存在そのものが歴史的発展の所産であるといえる。このことはほとんど自明であるといってよいであろう。したがって、社会的規定性としての所有を本源的にとらえる場合、個人と物との関係一般に還元して規定しようとするのは、すでに、このようにいみで資本主義的諸関係を前提とした表象を、機械的に切りとって自立化させ、絶対化させるか、でなければ、非社会的、生物的個体としての人間と物との関係一般として、所有を非社会的規定として想定するかのいずれかに帰着することになる。それでは、基本的には、経済学上のロビンソン・クルソー物語とえらぶところはないことになろう。

したがって、第1にいえることは、田中氏が、所有を構造的に規定しようとしているその方向自体はきわめて示唆に富むものであるとはいえ、個人と物との関係一般を、しかも労働に媒介されない両者の関係を、所有規定の根底にすえることには方法上の疑問があるということである。同様のいみで、氏が、「人間の身体を各人の絶対的所有物とみて、その活らぎとしての労働に各人の所有権の根拠をおいている」(p. 338) ロックの個別的な人間存在を前提とした所有の自然的根拠づけを、それ自体としては肯定して、マルクスの本源的な所有規定に直結させていることも疑問といわざるをえない。前節でみたように、それはむしろ商品関係を前提とし、そこで成立した私的所有を、意識形態ないし法的形態として一般化し、絶対化したものとして位置づけられるべきものであろう。私見によれば、社会的

存在としての人間の所有規定は、その根底的、一般的規程においても全体的=社会的であり、しかも社会的労働によって媒介されなければならないのであって、その点で、マルクスの本源的所有規定は、決定的に他の所有の一般的規定と異なるものと考えられる。それは、前節でみた歴史上の原始共同体における労働と所有との自然的関係の側面においてみられるばかりでなく、資本主義社会からの構造的抽象としての商品関係の端緒的規定においても、すでに富は社会的総体としてあり、それを獲得する源泉が「社会的総労働力」ないし「一個同一の人間の労働力」(Kap., I, S. 43)としての全体的労働という把握が土台にあることを無視することはできない。孤立した個人を設定し、その物一般との関係を、諸個人間の社会関係ぬきに絶対的・一般的なものとして規定するという手法が、機械的な部分抽象による表象の固定化にすぎぬことはいままでもないのであって、全体性の土俵における総労働とその結果としての社会的富の獲得というシェーマを本源的所有規定としてはじめて、その社会=歴史的規定性を、いわば本源的所有規定の媒介者として展開せしめることが可能になるといえる。

第2に、その媒介者として、全社会の総労働を、孤立分散した諸個人の関係にいたらしめる契機は、生産力の歴史的発展の産物としての社会的分業であり、そのもとで生ずる、富の使用価値としての直接性の否定——他人のための使用価値への転化——であるといえる。そして、それが、本源的・社会的な所有規定を、労働生産物の私的所有にまで対自化させる媒介となるのであって、そこに商品関係の成立の構造的前提が、必然性をもって支えられるものといってよいであろう。むしろ、この必然性は、超歴史的規定から歴史的規定への上向的展開の一般的必然性をいみするものではなく、いわば条件的必然性、すなわち資本主義社会からの構造的抽象としての端緒商品のカテゴリーにおける、超歴史性と歴史性との接点を示すものとして、必然性をなすにすぎないのであるが。

いずれにせよ、田中氏が、本源的所有規定に対して、もっぱら外的対立規定、否定的規定として位置づけた社会=歴史的規定を、かくして、全体性の土俵のもとではじめて、構造的・内的関連のもとにおくことができ、所有の構造的把握の基礎を確立することができるものと考えられるのである。

#### Ⅳ 「流通形態論」と所有規定

商品カテゴリーを、商品生産社会、あるいは商品生産関係として把えることを拒否し、もっぱら流通形態的に規定したのが宇野弘蔵氏であった。そのいみで、宇野氏の所説は、さきの平田氏や田中氏の所説の対極にたつものといえるが、その商品規定において、私的所有はどのように位置づけられているのであろうか。またその所有論はどのような問題をもっているのであろうか。ここでは、この問題を正面から論じている塚本健氏の「<商品生

産の所有法則〉について」<sup>20)</sup> を手がかりとして検討してみよう。

塚本氏は、「労働にもとづく所有」や「商品生産の所有法則」といった概念が、「フランス社会主義により着手された」「不払労働による資本家所得（利潤）の説明」(p. 87) 様式であって、「労働力商品の規定にもとづく剰余価値の説明にとり、むしろ無用の混乱をよびおこすもの」(p. 87) と考え、これをきびしく排斥している。この主張は、氏がよりどころとしている宇野弘蔵氏が、同じく労働力商品の売買に「商品経済的私有」の媒介を求めながらも、自己労働にもとづく私有については「それは一般にあらゆる社会の私的所有の根拠をなすものではあるが」<sup>21)</sup> と、全否定を避け、「商品経済的私的所有は、労働＝生産過程そのものから必然的に設定されるものではない」<sup>22)</sup> 点を問題にしようとしているのに比べると、宇野氏の見解をこえて極限にまで進めたのが塚本氏の主張ということになる。そこで、その論拠と構成をたち入って追ってみよう。

1) 塚本氏は、まず「労働にもとづく所有」という規定をマルクスが「仮定」と認めながらも、「このような〈仮定〉を……かれ以前の市民社会論から一面では批判しつつ受け入れた」(p. 87) とし、「マルクス以前の市民社会論」の中に、その原像を求める作業を行う。ヘーゲルのやや不明瞭な所有観の紹介<sup>23)</sup> ののち、サン・シモンの所説によって「雇い主たる生産手段所有者の所得を力にもとづく所有とし、勤労者の所得を労働にもとづく

20) 《唯物史観》第6号、河出書房、1968年、所収。以下本節での引用は、本文中にページ数のみをもって示す。

21) 『宇野弘蔵著作集』第8巻、岩波書店、1974年、p. 95。なお、石井英朗「商品経済と私有制について」(《思想》No. 485, 1964年11月号所収) および日高普「社会科学的方法の特殊性」(《思想》No. 467, 1963年5月号所収) の「即自的な所有」(日高, p. 43) の論旨も同様といえる。だがその相互関係は説得的に展開されていない。

22) 宇野, 同上書, p. 96。

23) ヘーゲルは、「法の理念は自由であ」とし、その「理念を……概念から展開しなければならぬ」と考えているが、その法の概念の「生成の面」ないし法学の「開始点」は「法の外にある」もの、すなわち「法学に先行する部分の成果かつ真理であるところのもの」(ヘーゲル『法の哲学』、藤野、赤沢訳、中央公論社『世界の名著』第35巻、1967年、所収、p. 177) にあるのべ、その「精確な場所と開始点は意志である」(同書、p. 189) と規定している。所有はこのように、自由・意志によって根拠づけられて「自由の第一の現存在」(同書、p. 241) となるのであって、塚本氏のいうように「自由の根拠が所有にもとめられている」(塚本, pp. 87~88) のではない。さらにヘーゲルは「私は所有によって私の意志に現存在を与えるのだから、所有もまた……私のものという規定をもたずにはいない」(ヘーゲル, p. 242) として私的所有をひき出している。また分業は、意志の「特殊性」(同書、p. 421) である「主観的欲求」(同書、p. 422) と「普遍性」である「他人のこのような特殊性と【の】関連」(同書、p. 413。藤野氏の訳注によれば「社会的連関」と「経済法則」) とが分裂している市民社会において、欲求を満たす媒介者である労働の「抽象化」(同書、p. 248) が生み出す「欲求の種別化」と「生産【の】……種別化」(同書、p. 428) として位置づけられている。つまり、自由→意志→所有[→私的所有]→市民社会→労働→分業という序列であって、大すじとしては観念的に顛倒されており、所有は超歴史的観念によって規定されている。この点こそ批判の対象とされるべきものであったといえよう。

所有といいかえ、後者が一般化しつつあるという仮定のもとに、前者の消滅を主張している」(p.88) 社会主義者の所有論を示し、「労働にもとづく所有という命題は、労資間の生産物所有の不平等を批判するという問題意識のあらわれ」であり「〈力にもとづく所有〉との対比で、当時の史実の説明にとり意義のある命題であった」(p.89)と評価する。しかし、それは「せいぜい、労働にたいする報酬として支払われる賃金所得について、労働にもとづく所有という観念が発生しえなすぎない」(p.88)と塚本氏は考えているのであり、事実関係として「個人の所有権は貨幣の受授により社会的に確認され、他の個人による所有権の侵害に対抗して保証されていた」(p.88)点を重視しているのであって、そこに、この所説の限界をみようとしているといえる。このような見解の対置は、明らかに、氏の流通形態論的所有論にもとづく結論的主張の先どりというべきものであって、その検討は、さらに氏の根拠づけを聞いたのちに行わなければならない。

さて、塚本氏はさらに「古典派経済学は、私的所有を前提にして市民社会の経済現象を概念により体系的に把握しようと試みていた」(p.89)とし、「そのさい……所有そのものを論じるというよりも、商品経済における賃金、利潤、地代という概念、それら相互の関係を論じるという立場から〈初期未開の社会〉という仮定の社会で〈労働にもとづく所有〉を想定していた」(p.89)にすぎず、「私的所有そのものが批判的に分析されているとはいえない」(p.89)と批判している。この場合、「理論上の仮定を〈仮定の史実〉としてのべるといふ仕方」(p.89)が方法上吟味の対象とされなければならないはずである<sup>24)</sup>が、塚本氏は、その方法がルソーに発するものだと指摘しただけで先をいそぐ。

氏の関心は、むしろこの「労働にもとづく所有という観念」を批判したプルードンの積極的評価におかれている。すなわち、プルードンが「〈労働にもとづく所有〉も〈占有・時効にもとづく所有〉も、それだけでは所有の根拠づけとしては不十分なことをのべ」(p.90)たことに対し、「この批判は、貨幣関係の分析なき私的所有論にたいする批判としてはあたってはいる」(p.90)と評価し、さらにプルードンが「市民社会では〈労働にもとづく所有〉が成立していない」(p.90)ことを指摘して、「賃金は社会が労働者に前渡しした前貸分だと主張」(p.90)したことに対しても、「〈労働にもとづく所有〉という想定なし

24) 「理論上の仮定を〈仮定の史実〉としてのべるといふことと、理論上の仮定を史実の探究によるうらづけを通して、体系の構造的基礎の位置にすえることとは、明らかに異質のことである。古典派が前者の道を歩んだとすれば、マルクスは後者を選んだといえよう。それが第1節であとづけた『要綱』以来のマルクスの軌跡であった。その帰結が「労働にもとづく所有」を資本主義的生産様式の構造的基礎としての抽象性においてとらえる商品の所有法則の契機たらしめたといえる。それを生産手段の私有と直結させて実体化し、歴史上の段階としての「史実」に昇格させる論理=歴史説や、逆にそれを否定して流通形態そのものに自立性や自己展開の外観を与える方法こそ、かかるルソー的観念操作の名を冠するのにふさわしいものといえるのではないだろうか。



に事実上、労資の階級関係を把握しようとしている」(p.90)と高く評価している。そして、氏によれば、ブルードンの限界は、「貨幣と所有との関係は分析しなかった」(p.90)こと、「階級関係の把握が労働商品の売買関係という概念で整理された形でおこなわれていなかった」(p.90)こと、そのため「結局、古典派経済学における〈労働の全生産物が労働者のものである〉〈初期未開の社会〉と同様な単純商品生産社会を想定」(p.91)し、それを社会主義社会として理想化することに終わったこと、をあげている。

しかし、塚本氏の引用するブルードンの次の主張は、「労働にもとづく所有」の批判としてそもそも成立しうるものであろうか。「生産者の手でつくられた生産物はどれも、前もって社会により抵当に入れられている。……、かれは抵当行為をすべての人にたいして獲得し、すべての人にとっても、かれにたいする抵当設定行為が与えられている。だが、この抵当の相互設定は、所有を認めるどころか、占有をさえも破壊するものではないか」(p.90)。ここにいう「抵当」とは、われわれのことばであらわせば、商品生産において、使用価値の直接性が全面的に否定されており、したがって他人のための使用価値という設定が相互に必然的なものとされている状態、ということにほかならない。したがって「前もって社会に抵当に入れられている」ということも、他の何びとかがその使用価値を求めらるであろうという、社会的分業上の事実にもとづく譲渡の必然性を譬喩的に表現したものにすぎないのであって、それだけでは、「労働にもとづく所有」を否定するための、詭弁的なレトリックにすぎず、所有については何事も語っていないとみるのが自然であろう。さらに、ブルードンが「社会に完全な流通がおこなわれ……人類の連帯性が確立され……唯一の合法収入として正当な賃金が保証されたとする。そのときには所有権は生産者にとって不必要になる」とのべているのを塚本氏が引用して「市民社会における私的所有を批判した点は、ブルードンが古典派経済学を抜きんできた点である」(p.91)ことの傍証のひとつとしていることを、何と理解すべきであろうか。賃金としての貨幣が少なくとも私的所有の一形態であることさえ理解していないブルードンを「古典派経済学を抜きんできた」ものだが、ただ「所有の根拠を貨幣として明らかに」(p.91)しなかつただけだという風になぜ高く評価しなければならないのだろうか。

また、ブルードンが、このような理解の上に賃金を「なさるべき労働にたいする前貸」と規定したものである以上、それをただちに「〈労働にもとづく所有〉という規定なしに事実上、労資の階級関係を把握しようとしている」ものと評価しうるかどうかは疑問というほかはない。むしろ、事実上、分業そのものを直接に疎外された事態としてとらえる「抵当」視角を、賃金論にも機械的にもち込んで、賃金を一生にわたる「前貸」と読みかえたにすぎない。したがってそれは、ブルードンの誤った方法論を示しているにすぎず、その結果、塚本氏の評価とは逆に、搾取関係としての階級関係の把握は完全に欠落してい

るものと評価すべきであろう。<sup>25)</sup> まして、この「前貸」説が、「そうじて所有の根拠は労働であるという説を批判することになる」(p. 90)とみる塚本氏の評価は、ブルードンのこの機械論的なやり方を容認して賃金論と商品論とを同一平面でとらえる方法上の立場にたつものでない限り、理解を絶する評価というほかはない。要するに、このような誤読と混乱にもとづくブルードン評価は、もっぱら塚本氏の積極論に学説史的傍証を与えるための、牽強附会といわざるをえない。

2) ともあれ、塚本氏は、マルクスの私的所有論に進む。まず、初期マルクスについて、「ユダヤ人問題」を手がかりに、氏は、古典派の労働にもとづく本源的な所有規定が「まちがった下向的分析により析出された端緒の命題であった」(p. 91)のにもかかわらず、「それが自由・平等の商品生産者を想定しているかぎりでは、本来の人間、歴史的形態規定性をとりはずした人間そのものに近似していた」(p. 91)のに対応して、マルクスの疎外論や労働力商品化という事実からの出発が、「人間そのものとはどういうものかという議論」(p. 92)を提起することを通して、この「市民社会的観念〈労働にもとづく所有〉の枠を脱する契機」(p. 92)となったものと評価する。そして、マルクスが「市民社会における矛盾[を]、自由と平等の矛盾、労働にもとづく所有と労資間所得不平等との矛盾としてではなく、貨幣という神への人間疎外としてとらえ」(p. 92)た点を、「それまでの市民社会批判にたいして一歩抜きでた点」(p. 93)として高く評価する。たしかに、疎外された労働にもとづいて貨幣の物神性をとらえるという視角がここで確立したという評価はほぼ通説化しているといつてよい。<sup>26)</sup> しかし、塚本氏は、「労働にもとづく所有」をマルクスが否定しているのではなく、事実上資本を貨幣においてとらえ、「貨幣は、人間から疎外された人間労働・人間存在の本質である」とのべて、人間労働と貨幣との関連を直観的にとらえながらも、それを十分に体系的に展開するにいたってはいないという未熟さを指摘するかわりに、逆にそれが「人間労働を生産物所有との関連」(p. 93)でとらえていないことを賞揚し、「総体としての社会的労働が前提されている」(p. 93)点を誤りとみている。そして、「ここでは、まだマルクスは……労働と生産物所有の関連が資本主義社会では労働力商品の売買によりどのように媒介されているかを概念的に把握することに成功していない」(p. 93)と結論づけている。だが、この指摘もまた、氏の流通形態論的所有論の正当化の布石としてなされている、断定的評価にすぎない。その「媒介」が、流通形態論的方法によってではなく、商品生産における本源的関係の構造的展開として位置づけられるにいたる、マル

25) むしろこの点で、ブルードンの私的所有批判は「古典派経済学の枠内で市民社会を批判したにとどま」(p. 91)ることになったとみるべきであろう。

26) たとえばローゼンベルグ『初期マルクス経済学説の形成』(副島訳、上、大月書店、1957年) pp. 47~48参照。

クスのその後の発展の方向そのものについても、はじめから否定的評価を含んでいるものといえよう。

つぎに、マルクスの『経済学哲学草稿』の第1草稿について、塚本氏は、まず、ここでは「人間疎外は労資関係、生産過程にそくして論じられ……、貨幣については論じられていないことが特徴的である」(p. 93)と指摘する。ついで、この第1草稿の1～3では、「労働力商品の問題を生産物の分け前の問題におきかえ、そうした説明の前提として……労働にもとづく所有の観念が容認される」(pp. 93～94)のに対して、4では、この「古典派伝来の概念の批判」(p. 94)として「疎外された労働」が展開されていると氏はみており、両部分を対立関係においている。しかも、この労働疎外論の構造は「経験科学的な事実の分析というより、哲学的な展開」(pp. 95～96)にすぎず、しかも「労働者と疎外態との関係を<労働者の側だけから考察する>かぎりでは、労働者から疎外されている人間は、……せいぜい、労働者に代って<労働の主人>となっている者と規定しうるだけ」(p. 96)なので、資本は、「増殖する価値」という規定ぬきに、「労働者のもとの<労働にもとづく所有>が、……資本家のもとの<労働にもとづく所有>におきかえられた」(p. 97)にすぎないものとなる。これは自己疎外の分析ではなく事実指摘にすぎない、というのが、塚本氏の批判である。塚本氏の不満は、「<労働にもとづく所有>という観念そのものは批判していない」(p. 97)ままで、それと「労働者の自己疎外の規定をつなぎ合わせ」(p. 97)ただけだという点にある。それは「私的所有の根拠は、貨幣による買い」(p. 97)にあるとみる、氏の見解と相容れないからであって、マルクスは「生産過程での疎外された労働」(p. 97)をみて、「貨幣が労働の疎外である」(p. 98)という視点を欠いているためだというのである。

こうして、塚本氏によれば、初期の「マルクスの考えは、疎外された労働にもとづく私的所有が市民社会における所有であるという命題と、その前提として労働が私的所有の本質であるという命題に要約される」(p. 98)のであるが、それと対応して、マルクスは、分業と交換をも疎外された労働にもとづいて説明することになり、「分業・交換という観念を排除しえなかった」(p. 100)と批判する。<sup>27)</sup>「このような哲学的粹にとどまる批判、価

27) 塚本氏は、マルクスが『経済学哲学草稿』における労働疎外の第3規定にもとづいて、「労資関係を想定しない状態で労働の社会性と労働の分割という疎外」(p. 99)をのべていることを批判して「たんに<分業>というだけでは、労働の社会性の疎外が十分に説明されることにはならない。むしろ労働の社会性こそが確認されるであろう」(p. 99)とのべている。分業を疎外論から位置づけるべきか否かという問題としては、氏の指摘は正当といえるが、焦点はその分業と私的所有との関連におかれているはずである。しかし氏は商品の実現の不確実性を疎外とみるだけで、価値形態論の欠如が分業と交換という「観念」によって埋められていたにすぎないのだという断定に飛躍している。分業が本源的所有を私的所有に 対自化する媒介の位置にたつという前述の構造的連関の把握とは無縁であるといえる。なお、ここにいう「対自化」の論理は日高氏が同じく「対自的な」(日高、前掲論文、p. 43)所有として語っているものとはまったく異質であり、日高氏のそれはむしろ塚本氏のいう「処分権」そのものであることを指摘しておく。

値形態・労働力・剰余労働という概念による資本主義生産様式の経済学的分析にもとづかない古典派経済学批判, そのかぎりでは古典派経済学の誤りを徹底的に批判しつくしていない批判の残滓は、『資本論』における私的所有論に残っている」(p. 100)というのが、塚本氏の初期マルクス所有論への結論的評価である。

しかし、『資本論』に比しての諸概念規定の未分化や未成熟という点からの批判を別とするならば、問題は、何ゆえに「労働にもとづく所有」規定を、全否定されるべき古典派的残滓と評価しうるのか、という点にしばられるとあってよいであろう。塚本氏自身、「労働疎外論という哲学的方法は、……労使関係を生産物配分関係ではなく生産過程そのものにおいて把握することに貢献した」(p. 100)とのべ、疎外論にもとづく分業論も「そのかぎりでは……あらゆる人間社会に共通なものが論じられることになった」(p. 100)と評価しているが、このことは、いわば労働過程論的な本源的規定の一定の成熟を認めるものにほかならないであろう。それにもかかわらず、塚本氏は、もっぱら「価値形態論をとおした商品、貨幣概念の把握、労働力という概念の把握なしに」(p. 100)は、私的所有の根拠は説明しえないという立場から、本源的規定とのいわば構造的な関連づけやその体系的な位置づけをみようとせず、流通形態論的視角とは断絶したものとみるにすぎないといえよう。かくて塚本氏にとっては、初期マルクスと『資本論』のマルクスは、価値形態論の成立を契機として、まったく異質のものとなるべきであるのに、マルクスは、初期の「残滓」を平然と『資本論』の中にもち込んでいることが、許しがたいものとなる。<sup>28)</sup>

28) 大内秀明氏は、平田清明氏の市民社会論を批判する過程で、「私的所有の根拠を分業労働、したがって労働実体にもとめることは誤り」(大内『宇野経済学の基本問題』現代評論社、1971年、p. 250)であるとの見地をさらに徹底し、「初期マルクスの残滓」(同書、p. 252)の源泉をスマイスにまでさかのぼって指摘する作業を行っている。その場合大内氏は「マルクスは私的所有を一方では資本主義そのものをささえる特殊歴史的条件によって基礎づけながら、それとならんで他方では〈自己の労働〉によっても基礎づけている」(同書、p. 226)と、両者を並列的・対立的なものにとらえ、「私的所有の形態的〔特殊歴史的〕な基礎づけと、実体的〔超歴史的〕基礎との関連は、マルクスのばあい、かならずしも十分な説明がほどこされたとはいえない」(同書、p. 227)と批判している。しかし、氏が描いているように、マルクスがシスモンデイやスマイスの所説をそのまま継承したのではなく、まして「超歴史的な労働による〈占有〉をもって私的所有にかえた」(同書、p. 231)のもでないことは、本稿第1節の『要綱』の検討によってもすでに明らかである。「〈自己の労働にもとづく所有〉は、それが特殊歴史的な資本主義的生産関係との必然的関連をたちきられて主張され」(同書、p. 231)たのではなく、まさにそれとの構造的連関が模索され、超歴史性と特殊歴史性との接点としての端緒商品において、それが資本主義社会の構造的抽象規定の契機という位置づけをえた点に、マルクスの古典派を抜き出した点を見ることが出来る。大内氏は、「労働の自己疎外」というマルクスの初期の見地を「スマイス理論を大きく前進させ」(同書、p. 245)たとしながら、それを、「分業関係に解消して、それにもとづいて私的所有を理解していたにすぎない」(同書、p. 244)と否定的に評価し、「労働力商品の理解を欠落」(同書、p. 246)させていた点と対応する誤りと断ずるのであって、はじめから構造的連関の視角を排除していたというほかはない。このことは、第1節でのべたマルクスの「所有法則の転変」における歴史と論理の区別の意義を全く無視していることにも関連しているといえよう。

3) さて、『資本論』の所有論について、塚本氏は、マルクスが一方では、「かつてマルクスが批判を志した私的所有の規定〈労働にもとづく所有〉[を]、少なくとも妥当でなければならない〈假定〉として設定」(p. 101)するとともに、他方では「所有関係は生産関係の法的表現にすぎないと」(p. 101)していることを矛盾として指摘する。そして「この〔後者の〕考え方によれば、資本主義社会における私的所有は、直接、労働にむすびつけて論じられるべきではなく、ひとまず資本主義生産関係のもとでの人間つまり労働者、資本家の商品にたいする処分権を解明し、その法的観念として規定されるであろう」(p. 101)と塚本氏は考え、そこから、「労働にもとづく所有」とはまったく異質の所有論を展開しうるものと主張することになる。すなわち、

「資本主義社会は、商品関係が社会全体に一般化している社会ととらえられる。労働力商品化を契機として産業資本形式が成立することにより、生産までも商品流通の内部に包摂されておこなわれる。この社会では、商品の価値、使用価値にたいする処分権は、貨幣による商品の買いにより獲得される。人が物を個人の意志で自由に処分しうる権利は、買いによる商品取得により獲得され、商品流通取引関係じしんにより保障される。こうした商取引慣行を反映した観念を規範として成文化したものが法であり、その法をとおして保障された人の物にたいする自由処分権が私的所有権であった。」(p. 101)

はじめの2つのセンテンスが、宇野理論に共通する流通形態論的な資本主義把握の方法であることはいうまでもない。このことを土台として、塚本氏は、まず私的所有のいわば下部構造的な概念として「処分権」という規定をすえ、それを商品の流通形態論的規定の中にもち込む。そして「貨幣による買い」をその「処分権」の獲得と「保障」とみなすことによって、そこに私的所有の下部構造的な内実の成立を求めようとしているものといえよう。そして、「上部構造の法イデオロギーでは、現実の下部構造での商品にたいする処分権が物にたいする処分権として扱われるところに、人と物との関係で所有の根拠を説明しようとする試み、〈労働にもとづく所有〉という観念が今日にいたってもなお根づよく残っている理由がある」(pp. 101~102)とのべて、塚本氏は、「労働にもとづく所有」を所有規定の土台の位置から逆転させて、完全にイデオロギー領域に追いやっている。以上が塚本氏の見解の基本構造である。

第1の疑問は、「処分権」とは何かということである。それを、さしあたり商品流通という領域にしぼったとしても、「貨幣による買い」が「処分権」の原初点としてあるという主張自体が、すでに理解し難い断定といえるのではないだろうか。「貨幣による買い」自体が、「処分権」の獲得にさき立つ、貨幣所有者の貨幣に対する「処分権」の行使にはかならないであろう。また、その貨幣を所有するにいたるさらに前段階の運動は、自己の商品に対する「処分権」の行使である販売である。ここで、商品の販売における、貨幣の

購買機能の主導性、絶対的優位性を考慮したとしても、商品の「処分権」の行使は、さらに他の貨幣所有者の「処分権」の行使によって実現されるということがいわれるにすぎない。そして、ここでも、貨幣が商品の所有規定を含む商品関係の展開として与えられたものであることをみない限り、単純な無限後退におちいることになる。このようにみるだけで、結局「処分権」は「処分権」の行使によって獲得されるという、同義反覆がそこにみられるにすぎないことは明らかであろう。さらに、このような「処分権」を行使しうる対象としての「自己の」商品、ないし貨幣とその所有者との関連をどうとらえるのかという問題がのこる。それは、「私的所有の法観念」の下部構造としての「商品にたいする処分権」の、さらに前提となる事実としての所有をどう規定するかという問題であり、それは、塚本氏が「法観念」に追いやったはずの私的所有の規定をもっては覆いつくせぬ、所有の本源的な問題が存在していることをいみする。塚本氏がもし、その「私的所有」もまた、「貨幣による買い」の結果として与えられる「処分権」にすぎないというのであれば、冒頭の商品規定は、単なる流通形態としてではなく、すでに事実上、その実体的基礎としての資本主義的生産関係、したがってまた資本家の存在を論理的に前提していることになろう。なぜなら、冒頭に登場する商品の所有者は、すでに論理的にも「貨幣による買い」の規定をうけた商品の「処分権」の所持者であり、かつ、商品の販売者として存在していなければならない、そのような所有者は、資本家以外にはありえないことになるからである。これは、論理の逆転であるばかりでなく、流通形態論の方法とも撞着することになる。29) 逆に、塚本氏がもし、冒頭の商品と商品所有者との関係は私的所有でも「処分権」でもないというのであれば、この事実上の所有関係を、「私的所有の法観念」も「処分権」もぬきに規定し、かつ、その規定から、両者を展開してみせなければならないはずである。その場合、冒頭の実事上の商品所有という事態を、何らかの形で労働にもとづいて獲得されたものとしなければ、一体何によって、この本源的な事態を積極的に規定しうるのだろうか。いずれにせよ、塚本氏は、冒頭の商品の所有関係について、単に事実として設定するだけで、結局何も語ってはいないのである。<sup>30)</sup> したがって、私的所有を「法観念」

29) このような方法上の自家撞着については、前掲拙稿「流通形態論的方法的根拠」で論じた。

30) 宇野弘蔵氏は、さきにのべたように、「あらゆる社会の私的所有の根拠をなすもの」としての本源的所有を全否定しているのではなく、そこから「商品経済的私的所有」が「必然的に」展開しえないことを問題にしている。その限りで、冒頭の商品所有者を設定していることと、一応矛盾はないといえるであろう。ただしその場合は、たんなる商品所有は事実上超歴史的に規定され、「商品経済的私的所有」は、「資本家の生産方法において始めて、労働は近代的所有権の実質的根拠をなすことになる」(宇野、前掲書、p. 96)ものとして、あらためて流通形態論的に規定されるという、いわば二元論的な規定になっているといえよう。だから、前者を捨て切っていないところに、流通形態論の方法上の問題、すなわち、超歴史的規定と歴史的規定との接点とそれらの相関としての構造的展開という方法の欠落からくる撞着がよみとれるのであるが、塚本氏のように、それを切りすてようとする、一そう荒唐無稽の「論理」づくりに悩まなければならないことになるといえよう。

と規定し、その下部構造を「処分権」として対応させても、それだけでは流通形態論の方法の土俵の上においてさえ、一そう根源的な所有問題との関連について、何事も解明されたとはいえない。そればかりか、その根源的な所有についての解明の手がかりをみずからすて去る結果となっている。

第2の疑問は、この一連の塚本氏の主張の方法的基礎をなしていると思われる次の見解についてである。すなわち「私的所有の法観念が成立するためには、その下部構造として商品関係が社会全体に一般化している状態が前提される。そのためには、生産手段の資本家による所有およびそれと表裏一体をなす事実としての労働力商品化が前提される」(p. 102) のであり、したがって「私的所有権の成立根拠となる商品生産の一般化と資本主義的生産様式とは、二段構えに論ずべき事実ではなく、同一事実にはかならない」(p. 102) と。「商品生産の一般化」と「資本主義的生産様式」とが「同一事実」であるという認識そのものには異論はない。そして、「労働力商品化」がその裏うちとなって、資本主義の全一的支配、「純粋化」が展望される点に、「純粋資本主義」の設定が可能とされている点も、大すじとしては理解しうる。この点の確認は、平田氏の批判の立脚点としても重要なことであった。しかし、このことから、ただちに両者を「二段構えに論ずべき」ではないものとしうるかどうかは問題であるとせねばならないであろう。なぜなら、第1に、たしかに一方では「商品生産の一般化」の前提に「労働力商品化」がおかれていることも事実であるが、他方では、「商品生産」が「労働力商品化」を含む資本主義の前提、しかも、たんに歴史的先行者というだけでなく、構造的前提であるともいえるのであって、そこには少なくとも交互作用的前提関係があることが、当然まず認識されていなければならないはずだからである。そうだとすれば、「同一事実」という認識から出発しても、まず、論理的・構造的にいずれを根底的な前提とおき、他をそのいかなる展開関係のもとに規定するかという問題を設定し、場合によっては「二段構えに論ず」ることも必要とされることになるものと考えべきであろう。しかもそのさい、第2に、かかる複雑な有機体を段階的・構造的展開論理としてとらえるための前提となるべき、構造的抽象の方向が、部分抽象としての流通形態論的方法でなされるべきか、あるいは、全体性の場のもとでの構造的抽象としてなされるべきかを、あらためて問わねばならないはずである。この論点は、所有論そのものではないが、その方法的前提として、塚本氏が立脚している宇野弘蔵氏の流通形態論の方法そのものの当否にかかわる問題である。この点については、すでに論じたことがある<sup>31)</sup>ので、ここで正面から全面的に立ち入ることはさし控えなければならないが、塚本氏が「同一事

31) 前掲拙稿、および「商品論の抽象性について」(《経済理論学会年報》第7集、1970年、所収)を参照。

実」とみる「商品生産の一般化」において、一方では、歴史上の商品生産社会、すなわち、生産手段の自己所有にもとづく、生産関係としての商品生産の遍在という想定を、事実と反するとして拒否している反面、資本主義社会からの構造的抽象としての商品生産という、歴史と論理との方法的区別にもとづく設定がありうることを、そして、マルクス自身がその方法をとっていることについては、全く顧慮していないことを指摘しておかねばならないであろう。そこには、宇野理論に共通する考え方、すなわち、商品生産の抽出という操作は歴史上の単純商品生産社会という仮空の社会を実在化するという形でしかなしえない、というドグマ的想定があり、それを否定することはそのまま、流通形態論的方法の正当性を認めることにつながるという、方法上の二者択一的な考え方がうかがえるのである。

第3に、「労働にもとづく所有」規定の評価についての疑問である。塚本氏は、この規定を全面的に排斥する論拠を、3つあげていると思われる。すなわち、1)古典派のイデオロギーの残滓であること、2)人と物との関係にすぎないこと、3)社会主義的所有との対比にもとづく、その超歴史的妥当性の否定。

1) については、すでにみたように、塚本氏は、ヘーゲルにおける「自由の根拠」としての所有と、サン・シモンにおける「力にもとづく所有」と対比された「労働にもとづく所有」等を紹介したのち、これらを「労働にたいする報酬として支払われる賃金所得について、労働にもとづく所有という観念が発生しえなすぎないもの」と評価していた。たしかに貨幣が所有権としての社会的な確認を行うという点で、一そう展開された強固な役割を果たすこと自体は否定しえないにしても、そのことから、貨幣に所有権ないし「処分権」の直接の源泉を求めることは、すでにのべたことからも、あまりに一面的であろう。しかも、そこから「労働にもとづく所有」という「観念」が発生したと主張するのは、歴史的事実からいっても、たとえば賦役労働と自己労働部分との対置にみられるような、本源的所有の部分的貫徹形態の存在すらも全く否認する論議といわざるをえない。さらに塚本氏自身がのべているように、資本主義社会において「両者〔労働者と労働生産物〕の関連が貨幣による労働力商品の買い、労働力所有の移転およびその結果としての資本家の生産物所有、労働者による生活資料の買いもどしという過程によって媒介されている」(p. 87)とすれば、その「媒介」を基底とするのではなく、その「媒介」によって引き裂かれている「両者の関連」の本源的な直接性を確認し、それがいかにして「媒介」を展開し、それによって引き裂かれるに至るかを解明することが本筋ということになるのではなからうか。だがこの論点は、ふたたび、流通形態論の方法そのものの吟味に連って行くことになる。

2) の論拠、すなわち、「労働にもとづく所有」規定が、一般的に人と物との関係を表わすにすぎないゆえに所有の根拠を規定しえないという塚本氏の見解についてである。まず、塚本氏は、観念ではない人と物とのいわば事実上の「所有」としてのつながりを、一



一般的に認めているのかどうかを問わねばならない。人が労働によって対象にはたらきかけ、それを生産物として獲得するという関係は、たとえそれが「所有」とよばれるべきか否かの問題をおいて問わないとしても、その問題以前に、事実的に存在することを否定することはできないであろう。たしかに、この関係を個人と物との一般的関係として、孤立させたまま固定してとらえることは、資本主義社会の歴史的産物としての個人を、超歴史的に一般化するというイデオロギー的操作を伴うことになるのであって、その点からの批判をさげられないことになろう。しかし、この本源的獲得の過程を、抽象的に、つまり生産関係を溶解させたものとして全社会的・全体的過程としてみれば、その社会的形態のいかんを問わず、つねに労働が社会的な獲得の源泉であることは明らかであるといえよう。このような、全体性の場での抽象としてみる限り、労働にもとづく本源的な所有の事実的な存在は、いわば超歴史的な実在性として、すなわち、宇野氏のいう「経済原則」としても、十分にとらえうるものであることは、疑いの余地のないところといえよう。そうだとすれば、問題は、かかる根源的な、全体としての人と物との関係が、人と人との関係としての所有とどのように関連することになるのか、という点にしぼられてくるはずである。

その場合、塚本氏が、一面で、この本源的な所有規定を、それ自体で私的所有規定とみることにはできないと考え、また、本源的な所有規定から、私的所有規定を直接に内的・上向的にひき出すことはできないと考えているのであるとすれば、そのことはいうまでもなく正しいのであって、異論の余地はない。しかし、そのことからただちに、私的所有規定は本源的な所有規定と無縁であると断じて別個の論理構築を考え、さらに、本源的な所有規定がブルジョアのイデオロギーだと結論づけるのであれば、そこに2段の論理の飛躍を認めざるをえないことになる。なぜなら、私的所有規定の少なくとも第1段階の規定は、特定の歴史的生産力条件のもとで示される、本源的な所有規定のいわば対自化であり、いいかえれば、人と人との関係の中への位置づけによる顕在化としてとらえられるべきものと考えられるからである。この対自化＝顕在化は、直接的には労働生産物のもつ使用価値の直接性の否定、すなわち生産者にとって使用価値であるという関係の否定によって、他人ないし他商品との関係が展開される始点が与えられることを契機とするものである。むしろ、本源的な所有規定から私的所有への対自化は、つねに必然的なものではない。そのいみでは、内的・上向的論理としてつながっているとはいえない。しかし、特殊歴史的な社会形態である資本主義社会からの抽象として規定される、商品関係においては、全面的交換の必然性、したがって使用価値の直接性の全面的否定の必然性が、対象自体によって与えられているのであって、このことが、本源的な所有規定の対自化としての私的所有の成立を必然化しているのだということが出来る。したがって、このことは、内的・上向的論理そのものではなく、対象の歴史性に規定されて、超歴史的な実体と歴史的なカテゴリーの規定性と

の間の接点の必然的つながりを示すものにほかならない。このような構造として、私的所有規定は商品カテゴリーの前提的契機をなしており、内的・上向的論理展開の出発点となっていると理解できるのである。ここで、この対自化を必然的にするものこそ、労働力商品化を前提とする商品生産の全面化ではないかとの反論がありえよう。たしかに労働力商品化を含む資本主義社会を対象としてこそ、その全面性と必然性が与えられることは否定しえないが、そのことをもって、商品生産における本源的所有とその対自化という構造的関連そのものが逆転するものとはいえない。また、その全面性と必然性は、すでに対象設定そのものによって与えられているからこそ、そこからの構造的抽象によっても消し去られない規定性としてあるのであって、改めて労働力商品化を論理的前提とせねばならないものとはいえない。

かくて、「労働にもとづく所有」という本源的規定は、それ自体では人と物との関係として、超歴史的規定、あるいは労働過程的規定という性格をもちながら、そのまま私的所有規定となるのではなく、人と人との関係の中への対自化を通して、商品関係の前提的契機としての私的所有を構成することになるものといえる。そして、私的所有の規定は商品関係からのカテゴリーの上向的展開に対応して具体化し、生産手段の所有と非所有の対抗的規定をもその展開のうちに位置づけるのであって、『資本論』の蓄積論における取得法則の転換も、塚本氏のように「二段構えに規定する」(p. 101) ことの拒否とともに否定し去るのではなく、むしろ、原蓄過程としての歴史的転換と明確に区別されたその構造的展開関係の論理的明確化によって、古典派の歴史的先後関係に擬した不鮮明な所有関係の設定を、立体的な弁証法的論理として確立しえたものと評価してよいであろう。流通形態論的方法に立つかぎり、「生産物を資本家が所有するという事は、……資本家が生産手段と労働力を買とり、みずからの所有としたことの当然の結果」(p. 104) としか映らず、そのような形態のもとで内実としての「労働にもとづく所有」の「労働の非所有と非労働の所有」への亀裂と顛倒という結果が生ずることを、ついに認めることができなくなる。<sup>32)</sup>そしてその論理の一貫性のために、塚本氏は、さらに「不払労働」をも「搾取」をも、論理的帰結の位置から「観念」の世界へと追放することになってしまったのだといえよう。

最後に、3)の論拠、すなわち社会主義的所有との対比による「労働にもとづく所有」の

32) マルクスは、「所有と労働との分離は、外観的にはそれらの同一性から生じた一法則の必然的結果となる」(Kap. I, S. 612) という点に、弁証法的転変をみているのであって、流通形態論的方法に立つ限り、この分離の論理的媒介としての商品関係という位置づけが拒絶されている以上、この転変を「理解しえない」(宇野, 前掲書, p. 95) ことは当然というほかはない。また逆に、「資本家の生産方法においてはじめて、労働は近代的所有権の実質的根拠をなすことになるのであって、その点にこそ弁証法的顛倒がある」(同書, p. 96) といわれても、自立的に存在する媒介それ自体が自己に無縁な実体を根拠として規定するという顛倒した流通形態論の方法を是認しえない以上、やはり「理解しえない」ものといわざるをえない。

否定という塚本氏の主張についてであるが、まず第1に、塚本氏が、この主張をのべている箇所、「労働にもとづく所有」を「労働にもとづく私的所有」(p. 105)といいかえている点を指摘せねばならない。すでに行論から明らかなように、「労働にもとづく所有」は、直接に私的所有そのものではない。私的所有は、いわば労働と所有との社会的な媒介のされ方のひとつということであり、それが、構造的・階層的な展開として、資本主義的な私的所有を規定するものとなっているのであった。したがってその資本主義的私的所有の否定は、単純に商品関係における私的所有の次元にひきもどされるというものではないことは、もはや自明というべきことであって、マルクスのいうように「この否定は私的所有を再建するわけではない」(Kap., I, S. 803)。しかし、生産手段の共有に媒介されて、労働と所有との全社会的規模での結合、すなわち、「能力に応じて働き、欲望に応じて取得する」という形での個人所有を含む取得関係が生み出されることになるのだといってよいであろう。このような社会的条件のもとではじめて「剰余労働を類的存在としての人間が管理しうる」(p. 105) ことにもなるのであって、塚本氏のように「労働にもとづく所有」を「労働にもとづく私的所有」といいかえた上で、このような「観念は、商品流通の反映としての私的所有が人間本来の姿であるかのようにみせかけるもの」(p. 105) と非難してみても、それは、もはや塚本氏が、自身のつくり上げた幻影に立ちむかっているにすぎないものというほかはないであろう。

## V む す び

以上、3つの見解の検討を通して、商品論における私的所有の規定は、労働にもとづく本源的所有を基礎とし、分業の全面的展開という生産力的規定を媒介として、私的所有に対自化されたものとしてとらえられるべきであるという方向を示した。それと同時に、貨幣における所有規定、資本における生産手段の所有規定、所有法則の転変等については、(土地所有規定をも含め)、資本概念の構造的展開に対応して、段階的・構造的に位置づけられねばならないことをも示唆した。しかし、そのさらに具体的な提示は、紙幅の都合もあり、のこされた論点とともに別稿にゆだねなければならない。

(1975. 5. 19)